

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年10月

山口県人事委員会





平 2 9 人 委 第 1 8 4 号

平成 2 9 年 (2017 年) 1 0 月 1 8 日

山口県議会議長 柳居 俊学 様

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県人事委員会委員長 小田 由紀雄

一般職の職員の給与等について

地方公務員法第 8 条及び第 2 6 条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。



# 報 告

本委員会は、職員の給与及び民間事業従事者の給与、生計費その他の職員の給与等勤務条件を決定する諸条件について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

## 第1 給与について

### 1 職員の給与

本委員会が本年4月1日現在で実施した「平成29年職員給与実態調査」によると、「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等の適用を受け、本委員会の給与勧告の対象とされている職員（以下「職員」という。）の総数は18,927人であって、これらの職員は従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、研究職、医療職、教育職及び特定任期付職員の給料表の適用を受けている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者4,702人の平均給与月額364,537円であり、その平均年齢は43.2歳、男女別構成は男性70.8%、女性29.2%、学歴別構成は大学卒65.4%、短大卒7.3%、高校卒27.2%、中学卒0.1%となっている。

また、警察官、教員等を含めた職員全体の平均給与月額は389,820円である。

### 2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の597の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した198の事業所について、「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種8,253人及び研究員、医師等の54職種1,301人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。

また、民間事業所における家族手当、住宅手当、特別給等の支給状況や給与改定の状況等について調査を行った。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、責任の度合い、学歴及び年齢が同等であると認められる者の相互の給与をラスパイレ方式により比較したところ、次表に示すとおり、1人当たり平均にして職員給与が民間給与を307円（0.08%）下回っている。

#### 民間給与と職員給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
369,339円	369,032円	307円 (0.08%)

- (注) 1 民間給与は、その責任の度合い、学歴及び年齢別の平均給与月額を算定し、これに対応する公務の職員数により加重平均したものである（ラスパイレ方式）。
- 2 民間にあっては本年度の新規学卒の採用者を、公務にあっては本年度の新規採用者、公益的法人等派遣職員、専従休職者等を除いている。
- 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- 4 職員給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）を合計した額である。

#### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給及びその月の平均所定内給与は、次表に示すとおりであって、特別給の支給額は、平均所定内給与月額の4.31月分に相当している。

## 民間における特別給の支給状況

特別給の支給額	下半期 (A1)	693,135 円
	上半期 (A2)	698,670 円
平均所定内給与月額	下半期 (B1)	323,117 円
	上半期 (B2)	323,527 円
特別給の支給割合	下半期 (A1/B1)	2.15 月分
	上半期 (A2/B2)	2.16 月分
	年間計	4.31 月分

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給割合は、4.30月分である。

## 4 職員給与と国家公務員給与との比較

### (1) 平均給与月額

本年4月における本県の行政職給料表適用者と、国の行政職俸給表(一)適用者の平均給与月額を比較すると、職員は364,537円(平均年齢43.2歳)、国家公務員は410,719円(平均年齢43.6歳)※となっている。

※ 国家公務員の平均給与月額等は、「平成29年国家公務員給与等実態調査」による。

### (2) ラスパイレス指数

昨年4月における本県の行政職給料表適用者と、国の行政職俸給表(一)適用者の給料月額を学歴及び経験年数を考慮して比較すると、国家公務員を100としたときの職員のラスパイレス指数は100.8となっている。

近年、ラスパイレス指数が上昇傾向にあることから、地方公務員法に定める給与決定原則に基づき、民間給与水準だけでなく、国家公務員の給与水準との均衡の観点からも検討を行う必要がある。

### 都道府県のラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数	99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団 体 数	13	6	15	13

備考 都道府県のラスパイレス指数の平均は100.3となっている。

## 5 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.4%、山口市で0.2%それぞれ上昇している。

また、本委員会が、総務省による家計調査を基礎として算定した山口市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年4月において、それぞれ178,950円、192,857円、206,781円となっている。

## 6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月、月例給について国家公務員給与が民間給与を631円(0.15%)下回っていることから、俸給表の水準を引き上げる勧告を行うとともに、「給与制度の総合的見直し」において平成30年度に予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとした。

民間事業所で支払われた特別給については、所定内給与月額4.42月分に相当し、国家公務員の期末手当・勤勉手当の支給割合4.30月分が民間事業所の特別給の支給割合を下回っていることから、勤勉手当を0.10月分引き上げる勧告を行った。

また、住居手当について、受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行うこととした。

人事院の給与勧告等の概要については、21ページから23ページまでのとおりである。



## 7 給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的な諸条件は、これまで述べてきたとおりであり、本委員会は、公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

### (1) 本年の給与改定

#### ア 給料表

本年の職員給与と民間給与の較差がわずかであることから、改定を行わないことが適当である。

#### イ 期末手当及び勤勉手当

民間の支給割合とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

#### ウ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、人事院勧告の内容に準じて、最高支給限度額を引き上げる必要がある。

### (2) 給与制度の見直し

#### ア 扶養手当

人事院は、昨年、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げるなど、扶養手当を見直す勧告を行った。

本委員会は、昨年、「人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いや他の都道府県の扶養手当の見直し状況等を見極めながら、扶養手当の見直しについて、検討を行う必要がある」と報告したところである。

こうした中、国及び多くの都道府県においては見直しが行われていること、また、本県における扶養手当は従来国に準拠してきたことに鑑み、人事院が昨年勧告した内容を踏まえた見直しを行う必要がある。

なお、各年度における具体的な手当額は次表に示すとおりとする。

各年度における扶養手当の手当額

(単位：円)

扶養親族		年 度				
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		7,100	8,500	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の等級を含む。

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成29年度は11,000円、平成30年度は子10,000円・父母等9,000円、平成31年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

イ 通勤手当

自動車等使用者に支給する通勤手当については、平成7年の改定から相当の年数が経過しており、職員の通勤に係る環境に変化が見られることから、国、他の都道府県及び民間の支給状況や通勤に要する費用負担の状況などを踏まえ、見直しを行う必要がある。

あわせて、本県の道路事情や公共交通機関の運行状況から、自動車を使用し、長距離通勤する職員が多く、一定数の職員が片道の距離区分の上限である78キロメートルを超えて通勤していることから、同区分の上限を引き上げる必要がある。

また、新幹線鉄道や高速道路を利用する職員の通勤手当については、職員の通勤実態や他の都道府県の状況を踏まえ、職員の負担軽減の観点から、全額支給の限度額を引き上げる必要がある。

### (3) 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、(1)のウについては平成29年4月1日から実施すること。

## 8 その他

### (1) 住居手当

人事院は、本年の報告において、住居手当について、受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行うこととしている。

本県においても、国の動向等を注視しながら検討を行う必要がある。

### (2) 教育職員の給与

国において、教育職員に係る給与制度についての検討が行われていることから、この状況を注視し、必要に応じて所要の措置を講じることが適当である。

### (3) 再任用職員の給与

人事院は、本年の報告において、再任用職員の給与の在り方について、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行うこととしている。

本県においても、国の動向等を注視しながら、再任用職員の給与について、引き続き検討を行う必要がある。

## 9 給与勧告制度の意義と役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間及び国家公務員等の給与水準との均衡を図ることにより、職員の適正な給与を確保する機能を有するものである。

こうした職員給与の決定方法は、長年の経緯を経て定着しており、職員を取り巻

く諸情勢が変化する中であっても、適正な給与水準を保障し、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与するものであり、また、県民の理解と信頼を得る上でも重要であると考えている。

## 第2 勤務環境の整備について

### 1 総実勤務時間の短縮

職員の総実勤務時間の短縮については、職員の健康の維持や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の観点から、全庁的に取り組むべき重要な課題であり、時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進に向けた積極的な取組を進めるよう、従来から要請してきたところである。

こうした中、民間企業の長時間労働の是正については、国において、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、時間外労働の上限規制等を含めた関連法整備の議論がなされているところである。

公務においても、長時間労働の是正の重要性は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランス等の観点から、民間と異なるものではなく、本県としても、従前の取組にとどまらない実効性のある措置を講じていく必要がある。

時間外勤務の縮減については、これまでも、各任命権者において、様々な取組が行われており、今年度から、知事部局においては、時間外勤務の削減目標の設定や事務事業の徹底した見直しによる業務量の削減等、「県庁働き方改革」に取り組んでおり、教育委員会においても、教員の長時間労働の改善に向け、教員の時間外業務時間の削減目標の設定や部活動における休養日の設定等、学校における業務改善に取り組んでいるところである。

今後とも、知事部局、教育庁や学校現場、警察などあらゆる職場において、時間外勤務の要因の把握に努め、事務事業の見直しによる業務量の削減に取り組むとともに、業務の平準化や業務量に応じた適正な人員配置等の業務処理体制の見直しを行うなど、それぞれの実情に即した実効性のある時間外勤務の縮減の取組を、一層進めていく必要がある。

また、管理職員をはじめ職員一人ひとりにおいても、時間外勤務の縮減を共通の

課題として常に意識し、計画的かつ効率的な業務遂行に努める必要がある。特に、管理職員は、職員の業務処理の「マネジメント」が最も重要な職務の一つであることを改めて自覚した上で、職員の業務量や業務の進捗状況、職員の勤務実態を適切に把握するとともに、各所属における業務の進め方の再点検や業務配分の見直しを行うなど、時間外勤務の縮減につながる有効な勤務時間の管理及び業務の進行管理に、自ら率先して取り組むことが重要である。

さらに、年次有給休暇の取得については、職員の心身のリフレッシュやワーク・ライフ・バランスの実現のためにも重要であることから、業務の繁閑を踏まえた計画的・連続的な休暇の取得を促進するとともに、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

## 2 心身両面の健康管理対策等

職員が、心身ともに健康な状態で職務に従事することは、職員本人や家族にとってだけでなく、公務能率の向上の観点からも重要であり、引き続き、心身両面からの健康管理対策を推進していく必要がある。

また、誰もが働きやすい職場環境の整備は重要な課題であることから、ハラスメント対策についても取組を進める必要がある。

### (1) 身体の健康管理対策

職員の健康の増進を図るためには、職員の健康状態を的確に把握し、病気の早期発見、早期治療などにつなげるとともに、生活習慣の改善など、病気の予防を図ることが必要である。各任命権者においては、定期健康診断、精密検査の受診勧奨、特定保健指導、健康相談、保健講座など様々な事業を実施しているものの、長期病休者（31日以上）のうち、悪性新生物や循環器系等の病気を原因とする職員の割合は依然として高い状況にあることから、特に、要精密検査者への早期受診の徹底や特定保健指導対象者の生活習慣の改善などの取組を更に進めていく必要がある。

## (2) メンタルヘルス対策

近年、職員の長期病休者のうち、精神疾患を原因とする者が4割程度で推移する状況が依然として続いており、メンタルヘルス対策は極めて重要な課題である。各任命権者においては、これまでも、専門医等による相談事業や管理職員等に対する研修事業など、様々な対策を充実させてきたところであるが、引き続き、原因の分析・把握を進め、心の健康の保持増進から、早期発見・早期対応、円滑な職場復帰、再発の防止に至るまで、組織的に総合的な対策に取り組むことが必要である。

とりわけ、予防及び早期発見がより重要と考えられることから、職員がメンタルヘルスに関する理解を一層深め、ストレスを自覚した場合等に適切に対応することが可能となるような取組が必要である。

このため、ストレスチェックの着実な実施により、医師による面接指導につなげることで、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、職場においては、ストレスチェックの結果を踏まえ、職場環境の課題の把握やその改善に取り組むことが重要である。

また、メンタルヘルス不調は、職場における人間関係や長時間労働と深い関係を持つ場合もあることから、各職場においては、日頃から職員間でコミュニケーションを図って相互理解を深めるとともに、職場全体で協力し、助け合うことができるような良好な職場環境づくりに努める必要がある。特に、管理職員は自らがメンタルヘルス対策におけるキーパーソンであるとの認識を持ち、職員の健康状況等の把握や職場のストレス要因の軽減・除去について、より主体的に取り組むことが重要である。

なお、長時間の時間外勤務による職員の心身両面における健康障害のリスクが指摘されており、本年6月から、時間外勤務が月100時間を超えた職員について、産業医への情報提供が義務付けられ、さらに長時間労働に対する健康確保措置の見直しが予定されているところである。各任命権者においては、時間外勤務の縮減の取組と併せて、長時間の時間外勤務をせざるを得ない職員の健康について十分な配慮を行う必要がある。

### (3) ハラスメント対策

職員に大きなストレスを与え、心身の健康を害する要因となり得るセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについては、職員個人の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものでもあると指摘されている。これまでも各任命権者において、これらを防止するための指針の策定や相談窓口の設置などの対策がなされているところである。

また、本年1月から、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについて、その防止措置が義務付けられたことから、各任命権者において、相談窓口の設置等の措置が取られたところである。

いずれのハラスメントも絶対に許されないものであり、各任命権者は、引き続き、職員に対する指針等の周知や研修等を通じた意識啓発など、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

## 3 職業生活と家庭生活の両立支援

育児や介護をしている職員等が安心して仕事に取り組むためには、職業生活と家庭生活の両立を可能とする勤務環境の整備が重要であることから、これまで育児休業や介護休暇等に係る制度の拡充に取り組んでいるところであり、今年度から、育児・介護を行う職員を対象としたフレックスタイム制が、学校職員を除き実施され、本年7月からは、知事部局等において、時差出勤の試行が始められたところである。

このように両立支援の制度が拡充されていく中、一人ひとりの事情に応じ、制度を円滑に利用できるよう、各任命権者においては、引き続き、職員に対する制度の周知や啓発活動を積極的に行うとともに、制度を利用しやすい職場環境の整備を図るなど、活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進していく必要がある。

とりわけ、育児については、男性職員の育児休業取得率が低い状況にあり、女性の活躍推進の観点からも男性職員の育児休業の取得向上を図ることが重要であることから、引き続き、各職場における取組を徹底する必要がある。特に、各任命権者においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた目標の達成に向け、管理職員に対し、男性職員の育児休業の取得向上についての意識啓発をより一層図るとともに、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努める

など、具体的な取組を着実に進めていくことが重要である。

### 第3 人事行政の運営について

国においては、少子高齢化という構造的な問題を背景に、女性や高齢者を含め誰もが活躍できる社会の実現に向けて、働き方改革をはじめとする様々な取組が進められている。

このように公務を取り巻く環境が大きく変化する中、職員の志気を高め、行政目的の実現や行政運営の効率化を図っていくためには、採用、人事評価、人事配置、昇任等の人事行政の運営全般にわたり、人材の確保や人材育成、職員の能力発揮に留意した総合的な取組を行うことが重要である。

#### 1 雇用と年金の接続のための取組

国においては、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」の中で、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」としている。また、人事院は、本年の報告において、質の高い行政サービスを維持していくためには、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから、定年の引上げによって対応することが適当との基本的な考え方を示し、今後、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、必要な検討を進めるとしている。

本県においては、高齢期における職員の雇用に対する取組として、これまで、再任用制度を導入して定年退職者等の働く環境づくりに努めてきたところであるが、今後、国における定年の引上げの検討状況を注視しつつ、本県の実情を踏まえて定年の引上げに係る諸課題への対応について、早急に検討を行う必要がある。

これらの検討にあたっては、計画的な新規採用等による組織活力の維持や公務能率の確保に努めるとともに、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整備することに留意する必要がある。

また、本年度の退職者からは、定年退職から年金支給開始まで最長3年間となる



ことから、当面の措置として、引き続き、再任用制度を適切に運用する必要がある。

## 2 人材の確保・育成等

### (1) 人材の確保・育成

社会経済情勢の変化、新たな政策課題や複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、多様かつ優秀な人材の確保及び育成が重要である。

人材の確保については、近年、若年人口の減少や若者の就業意識の変化、民間企業における高い採用意欲等を背景に、採用試験の応募者数の減少に歯止めがかからないなど厳しい状況となっている。これまで、応募者の確保に向けて、採用説明会や職場見学会等の開催をはじめ、公務の魅力を直接伝えるための広報活動や試験制度の見直しを行ってきたところであるが、今後、任命権者とも連携して、より一層、きめ細かく効果的な人材確保策を展開していくことが必要である。

職員の育成については、職員がそれぞれの職場で自信と誇りを持って県民のために職務に従事し、行政目的を実現することができるよう、キャリア形成の促進に向けた計画的かつ効果的な人材育成に取り組んでいくことが重要である。そのためには、職員の専門的能力やマネジメント能力等を高める多様な研修を実施するとともに、長期的な人材育成の視点に立った人事管理等に努める必要がある。

また、管理職員は、人事評価の面談機会等を活用して各職員とコミュニケーションを密にとることを通じて、職員の意欲を高め、自発的な取組や成長を促すことも重要である。

### (2) 女性の採用・登用等

国においては、昨年4月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が完全施行され、女性職員の採用・登用の拡大に向けた取組が積極的に進められる中、本県においても、この法律の規定により各任命権者が定めた特定事業主行動計画等に基づき、女性職員の採用・登用等の推進に努める必要がある。

これまで、採用については、女性受験者向け情報サイトを開設するなど、受験者の増加を図るとともに、登用に向けては、政策・方針決定過程へ参画する機会の拡大や女性職員のキャリア形成等を支援する研修の充実を図ってきたところで

あり、今後も、これらの取組をより一層推進する必要がある。

これらの取組に当たっては、女性職員の職業生活と家庭生活の両立支援の一層の充実に向けて、育児や介護に係る制度の充実など、働き方改革を積極的に進める必要がある。また、これらの支援制度等に関する情報発信を効果的に行うことで、より多くの女性受験者の確保につなげることも重要である。

### 3 人事評価制度

国家公務員については、人事評価の結果が任免、給与及び人材育成に活用されるなど、能力・実績に基づく人事管理が進められている中、地方公務員についても、改正地方公務員法が施行され、人事評価制度が本格実施となり、人事評価を任用その他人事管理の基礎として活用するものとされている。

本県では、これまで、各任命権者において人事評価制度の整備が進められ、知事部局においては平成18年度から、また、教育委員会では昨年4月から、警察本部では本年1月から、それぞれ人事評価制度が導入されたところである。

組織の活性化や公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績を適切に把握し、人事配置や昇任などの人事管理に的確に反映することが重要である。引き続き、公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまで実施してきた人事評価やその試行の結果を十分に検証するとともに、評価の精度向上に資する評価者への研修や職員からの苦情に対処する仕組みが充実されるよう、更に取り組を進める必要がある。なお、取組の推進に当たっては、理解と納得が得られるよう職員側との対話が重要である。

### 4 公務員倫理

職員の非行により、県民の信頼を損なう不祥事が依然として跡を絶たず、公務員倫理の確立が強く求められていることから、職場における指導や職員研修を通じた継続的な取組を一層進めていく必要がある。

特に、公金等の会計事務においては、不適正な事務処理事案が発生しないよう定期的に会計処理の点検を実施するなど、組織内部でのチェック機能の徹底を図る必要がある。

公務員倫理の確立に向け、職員一人ひとりが、公務内はもとより公務外においても、自らの行動が公務への信頼に影響を及ぼすことを自覚し、常に厳正な規律意識と高い倫理観を持って綱紀の保持に努めるとともに、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要である。



## 勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」を改正することを勧告する。

### 第1 医師等の給与改定のための「一般職の職員の給与に関する条例」の改正

初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を414,300円とすること。

### 第2 給与制度の見直しのための「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

#### 1 扶養手当

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第9条第5項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例第11条第5項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- (2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が9級であるもの及び同表

以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

## 2 通勤手当

- (1) 交通機関等利用者については、1箇月当たりの運賃等相当額の全額支給の限度額を70,000円とすること。
- (2) 自動車等使用者に対する加算の限度額を月額52,500円とすること。
- (3) 交通機関等と自動車等を併用する者については、1箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等使用額の合計額の全額支給の限度額を70,000円とすること。

## 第3 改定の実施時期等

### 1 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、第1については平成29年4月1日から実施すること。

### 2 扶養手当の月額等の特例措置

- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の1の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,500円」とし、第2の1の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第2の1の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては10,000円（子以外の扶養親族がない場合に限る。）とし、子以外の扶養親族にあつては9,000円とする」とし、第2の1の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の1の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、第2の1の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第2の1の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- (3) 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の1の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。





# 人事院の給与勧告等の概要



## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.15%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

## I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定

### 1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率87.8%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳]

[俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

#### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

#### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.85月 (支給済み)	0.95月 (現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

### Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

#### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
  - \* 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

#### 2 その他

##### (1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

##### (2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

##### (3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

#### (3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

#### (2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

#### (3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

#### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討



# 参 考 资 料





# 目 次

## 職員給与関係

平成 29 年職員給与実態調査の概要	2 5
第 1 表 給料表別・部局別・給与月額	2 6
第 2 表 給料表別平均給与月額	3 1
第 3 表 給料表別・等級別・号給別人員	3 2
第 4 表 給料表別・学歴別・男女別人員	5 1
第 5 表 給料表別・年齢別・男女別人員	5 2
第 6 表 給料表別・経験年数別・男女別人員	5 3
第 7 表 給料表別・勤続年数別・男女別人員	5 4
第 8 表 給料表別管理職手当の状況	5 5
第 9 表 給料表別扶養手当の状況	5 6
第 10 表 給料表別住居手当の状況	5 7
第 11 表 単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間 に係る住居手当の状況	5 8
第 12 表 給料表別通勤手当の状況	5 9
第 13 表 給料表別・交通機関等利用者の運賃等（月額）別人員	6 0
第 14 表 給料表別・通勤方法別・通勤距離（片道）別人員	6 2
第 15 表 給料表別単身赴任手当の状況	6 8
第 16 表 任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・号給別 人員	6 9
第 17 表 再任用職員の給料表別・等級別人員	6 9

## 民間給与関係

平成 29 年職種別民間給与実態調査の概要	7 1
第 18 表 産業別・規模別調査事業所数	7 2
第 19 表 職種別民間給与の支給状況	7 3
第 20 表 公民給与の比較における対応関係	8 3
第 21 表 民間における職種別・学歴別初任給	8 4
第 22 表 民間における給与改定の状況	8 5
第 23 表 民間における定期昇給の実施状況	8 5
第 24 表 民間における昇給制度の状況	8 5
第 25 表 民間における初任給の改定状況	8 6
第 26 表 民間における冬季賞与の配分状況	8 6
第 27 表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	8 7
第 28 表 民間における住居(住宅)手当の支給状況	8 7
第 29 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働 の割増賃金率の状況	8 8

## 生計費及び労働経済指標

第 30 表 費目別・世帯人員別標準生計費(平成 29 年 4 月)	8 9
第 31 表 労働経済指標	9 0

# 職 員 給 与 関 係



## 平成29年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査目的

職員の給与の実態を明らかにするとともに、職員に適用されている給料表が適当であるかどうかについて判断するための資料を得ることを目的とする。

### 2 調査時点

平成29年4月1日現在

### 3 調査対象

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例第4条に定める給料表の適用を受ける職員
- (2) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例第5条に定める給料表の適用を受ける職員
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する企業職員
- (4) 現業職員の給与に関する規則又はこれに準ずる定め of 適用を受ける職員
- (5) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条に定める給料表の適用を受ける職員
- (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に定める給料表の適用を受ける職員

### 4 調査方法

各任命権者別の悉皆調査によった。

### 5 調査項目

年齢、学歴、経験年数、勤続年数、給料表の種類、平成29年4月分の給与、通勤状況、単身赴任状況及び扶養状況等

第1表

## 給料表別・部局別・給与月額

区分	給料表 部局	行 政 職						計
		知 事 部 局	各 行 政 委 員 会 事 務 局	教 育 委 員 会 事 務 局	高 等 ・ 特 別 支 援 学 校 等	小 ・ 中 学 校	警 察 本 部	
A	職 員 数 人	3,277	75	339	227	404	380	4,702
B	給 料 総 額 円	1,118,205,050	28,033,500	129,948,600	75,894,300	121,146,200	117,843,000	1,591,070,650
C	管 理 職 手 当 総 額 円	27,259,000	1,229,000	2,381,000	1,731,000	-	562,000	33,162,000
D	扶 養 手 当 総 額 円	38,045,100	896,900	5,477,900	1,734,600	1,496,000	2,924,300	50,574,800
E	地 域 手 当 総 額 円	3,892,295	45,203	285,373	118,926	183,796	181,831	4,707,424
F	住 居 手 当 総 額 円	21,892,900	370,000	1,681,400	1,348,700	2,921,600	3,041,500	31,256,100
G	そ の 他 手 当 総 額 円	2,625,300	-	360,000	-	174,760	120,000	3,280,060
H	給 与 総 額 (B+C+D+E+F+G) 円	1,211,919,645	30,574,603	140,134,273	80,827,526	125,922,356	124,672,631	1,714,051,034
職 員 一 人 当 たり 平 均	給 料 (B / A) 円	341,228	373,780	383,329	334,336	299,867	310,113	338,382
	管 理 職 手 当 (C / A) 円	8,318	16,387	7,024	7,626	-	1,479	7,053
	扶 養 手 当 (D / A) 円	11,610	11,959	16,159	7,641	3,703	7,696	10,756
	地 域 手 当 (E / A) 円	1,188	603	842	524	455	479	1,001
	住 居 手 当 (F / A) 円	6,681	4,933	4,960	5,941	7,232	8,004	6,647
	そ の 他 手 当 (G / A) 円	801	-	1,062	-	433	316	698
	給 与 (H / A) 円	369,826	407,661	413,375	356,068	311,689	328,086	364,537

- (注) 1 各行政委員会事務局は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査委員事務局をいう。  
2 一般職に属する学校職員の給与に関する条例第5条に定める医療職給料表は、一般職の職員の給与に関する条例第4条に定める医療職給料表(二)と読み替えて取り扱った。以下同じ。  
3 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。  
4 円未満については、四捨五入とした。以下同じ。

公安職	海 事 職				研 究 職			
	警 察 本 部	知 事 部 局	高 等 ・ 特 別 支 援 等 学 校	警 察 本 部	計	知 事 部 局	教 育 委 員 会 局 教 事 務 局	警 察 本 部
3,111	30	11	12	53	148	13	19	180
1,019,721,200	11,894,100	3,975,600	4,792,800	20,662,500	55,714,500	5,550,700	6,185,600	67,450,800
5,235,000	167,000	-	-	167,000	1,206,000	179,000	83,000	1,468,000
43,362,100	574,100	226,300	187,800	988,200	1,697,300	131,500	126,800	1,955,600
2,033,481	18,938	329,303	7,466	355,707	193,098	8,784	9,582	211,464
27,549,400	47,700	27,000	110,600	185,300	1,194,500	45,000	105,000	1,344,500
10,524,817	570,000	-	150,000	720,000	221,800	-	-	221,800
1,108,425,998	13,271,838	4,558,203	5,248,666	23,078,707	60,227,198	5,914,984	6,509,982	72,652,164
327,779	396,470	361,418	399,400	389,858	376,449	426,977	325,558	374,727
1,683	5,567	-	-	3,151	8,149	13,769	4,368	8,156
13,938	19,137	20,573	15,650	18,645	11,468	10,115	6,674	10,864
654	631	29,937	622	6,711	1,305	676	504	1,175
8,855	1,590	2,455	9,217	3,496	8,071	3,462	5,526	7,469
3,383	19,000	-	12,500	13,585	1,499	-	-	1,232
356,293	442,395	414,382	437,389	435,447	406,941	454,999	342,631	403,623

5 公益的法人等派遣職員、専従休職者、任期付研究員、特定任期付職員及び再任用職員は、含まれていない。以下第15表までについて同じ。

6 その他手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)である。

7 職員一人当たり平均は、それぞれの区分で円未満を四捨五入しているため、給与は内訳の合計と一致しないことがある。

区分	給料表	医 療 職 (二)					医療職(三)
	部 局	医療職(一)					
	知 事 部 局	知 事 部 局	高等・特別支援 学 校 等	小・中学校	計	知 事 部 局	
A 職 員 数 人	6	3	12	22	37	-	
B 給 料 総 額 円	3,300,100	946,800	4,063,400	5,267,500	10,277,700	-	
C 管理職手当総額 円	466,000	-	-	-	-	-	
D 扶養手当総額 円	129,700	41,400	74,500	-	115,900	-	
E 地域手当総額 円	623,328	1,480	6,201	7,892	15,573	-	
F 住居手当総額 円	53,000	-	81,000	317,500	398,500	-	
G その他手当総額 円	909,100	-	-	-	-	-	
H 給 与 総 額 (B+C+D+E+F+G) 円	5,481,228	989,680	4,225,101	5,592,892	10,807,673	-	
職員一人当たり平均	給 料 ( B / A ) 円	550,017	315,600	338,617	239,432	277,776	-
	管理職手当 ( C / A ) 円	77,667	-	-	-	-	-
	扶 養 手 当 ( D / A ) 円	21,617	13,800	6,208	-	3,132	-
	地 域 手 当 ( E / A ) 円	103,888	493	517	359	421	-
	住 居 手 当 ( F / A ) 円	8,833	-	6,750	14,432	10,770	-
	そ の 他 手 当 ( G / A ) 円	151,517	-	-	-	-	-
	給 与 ( H / A ) 円	913,538	329,893	352,092	254,222	292,099	-



教 育 職 (一)				教 育 職 (二)			合 計
教 育 委 員 会 事 務 局	高 等 ・ 特 別 支 援 学 校 等	警 察 本 部	計	教 育 委 員 会 事 務 局	小 ・ 中 学 校	計	
18	2,979	1	2,998	21	7,234	7,255	18,342
*	1,200,388,973	*	1,208,043,373	8,350,500	2,767,460,103	2,775,810,603	6,696,336,926
112,000	10,613,000	-	10,725,000	54,000	47,534,000	47,588,000	98,811,000
272,000	30,941,700	-	31,213,700	428,300	51,931,400	52,359,700	180,699,700
*	1,869,329	*	1,881,379	13,239	4,289,762	4,303,001	14,131,357
98,500	18,696,200	-	18,794,700	124,000	49,220,700	49,344,700	128,926,200
-	1,290,000	-	1,290,000	-	14,229,524	14,229,524	31,175,301
*	1,263,799,202	*	1,271,948,152	8,970,039	2,934,665,489	2,943,635,528	7,150,080,484
*	402,950	*	402,950	397,643	382,563	382,607	365,082
6,222	3,563	-	3,577	2,571	6,571	6,559	5,387
15,111	10,387	-	10,412	20,395	7,179	7,217	9,852
*	628	*	628	630	593	593	770
5,472	6,276	-	6,269	5,905	6,804	6,801	7,029
-	433	-	430	-	1,967	1,961	1,700
*	424,236	*	424,266	427,145	405,677	405,739	389,820

(注) 「\*」については、職員数が少ないため、結果を秘匿値としている。

区分	給料表	参 考	
	部 局	企 業	現 業
A 職 員 数 人		117	12
B 給 料 総 額 円		40,985,800	4,225,300
C 管 理 職 手 当 総 額 円		1,203,000	-
D 扶 養 手 当 総 額 円		1,523,000	37,200
E 地 域 手 当 総 額 円		65,509	35,229
F 住 居 手 当 総 額 円		634,800	27,000
G そ の 他 手 当 総 額 円		-	-
H 給 与 総 額 ( B + C + D + E + F + G ) 円		44,412,109	4,324,729
職 員 一 人 当 たり 平 均	給 料 ( B / A ) 円	350,306	352,108
	管 理 職 手 当 ( C / A ) 円	10,282	-
	扶 養 手 当 ( D / A ) 円	13,017	3,100
	地 域 手 当 ( E / A ) 円	560	2,936
	住 居 手 当 ( F / A ) 円	5,426	2,250
	そ の 他 手 当 ( G / A ) 円	-	-
	給 与 ( H / A ) 円	379,591	360,394

第2表

## 給料表別平均給与月額

区分 給料表	職員数	給料	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	その他手当	給与	
	人	円	円	円	円	円	円	円	
行政職	4,702	338,382	7,053	10,756	1,001	6,647	698	364,537	
公安職	3,111	327,779	1,683	13,938	654	8,855	3,383	356,293	
海事職	53	389,858	3,151	18,645	6,711	3,496	13,585	435,447	
研究職	180	374,727	8,156	10,864	1,175	7,469	1,232	403,623	
医療職(一)	6	550,017	77,667	21,617	103,888	8,833	151,517	913,538	
医療職(二)	37	277,776	-	3,132	421	10,770	-	292,099	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	2,998	402,950	3,577	10,412	628	6,269	430	424,266	
教育職(二)	7,255	382,607	6,559	7,217	593	6,801	1,961	405,739	
全給料表	18,342	365,082	5,387	9,852	770	7,029	1,700	389,820	
前年全給料表	18,519	366,964	5,403	9,741	775	6,770	1,769	391,421	
対前年比	99.0	99.5	99.7	101.1	99.4	103.8	96.1	99.6	
参考	企業	117	350,306	10,282	13,017	560	5,426	-	379,591
	現業	12	352,108	-	3,100	2,936	2,250	-	360,394

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。  
2 前年全給料表の数値は、平成28年職員給与実態調査による数値である。  
3 その他手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)である。  
4 それぞれの区分で円未満を四捨五入しているため、給与は内訳の合計と一致しないことがある。

第3表

給料表別・等級別・号給別人員

第3表-1

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4		1							
5						1			1
6			2						
7		1							1
8		49	1						
9	20	12	2						1
10	5	5	17						
11	8	1	4						
12	11	17	5			1			2
13	8	3	7						3
14	5	38	34			1			3
15	2	4	4						
16	16	13	11						
17	8	6	18						
18	2	49	13						
19		7	11						
20	35	21	45						
21	5	9	12					1	
22	2	53	8						
23	4	11	12					3	
24	12	17	26						
25	2	8	7						
26	3	31	9						
27	5	2	16						
28	18	12	24			1		2	
29	49	9	14					5	
30	2	3	22			1		1	
31	4	4	9	1		1			
32	77	19	11	3			28	1	
33	18	1	15	3			20		
34	2	4	35	2	1				
35	8		15	7			15		
36	59	4	20	1			2		
37	18	2	16	1			1		
38	5		37	16					
39	3		23	2					
40	3		12	10					
41	4		13	5					
42		1	43	10					
43	1	4	9	8					
44		2	9	35					
45	3		15	21			1	1	
46	1		31	18					
47	1		20	12					
48			24	30			3		
49	2		17	17	1				
50		1	33	23	2	35			
51	1		19	22		20			
52			20	38	32	5			
53			17	18	11	16			
54			27	32	9	43			
55			12	15	3	23			
56	1		24	56	61	33			
57	2		13	24	9	2			
58			13	30	11	39			
59			11	29	2	34			
60			22	42	46	1			
61	1		12	14	9	4	6		
62			15	19	5	14			
63	1		5	20	8	14			
64			9	24	34	7			
65			5	15	18	19			
66			15	9	7	8			
67			6	9	19	22			
68			11	11	66	14			
69			9	15	18	15			
70			8	10	16	26			
71			6	10	14	7			
72			8	8	58	46			
73			11	9	22	11			
74			7	10	17	21			
75			9	7	27	13			
76			9	8	42	50			

級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
号給										
77				6	6	14	23			
78	1			5	3	20	32			
79				8	6	27	34			
80	1			3	14	8	98			
81				8	4	8	18			
82				6	5	9	8			
83				5	5	17				
84				7	3	8	1			
85				7	6	6	63			
86				3	5	5				
87				4	4	18				
88				4	8	18				
89				6	2	9				
90				4	6	16				
91				7	9	9				
92				1	4					
93				5	85	44				
94				3						
95				1						
96				1						
97				3						
98										
99				4						
100				1						
101				1						
102										
103				1						
104				4						
105				1						
106				1						
107				2						
108										
109										
110										
111				2						
112										
113				37						
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	実数	439	424	1,205	904	804	825	76	14	11
	%	9.4	9.0	25.6	19.2	17.1	17.6	1.6	0.3	0.2
実数総計									4,702	

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

2 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第3表-2

公安職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7	41									
8										
9	1									
10	37									
11	6									
12	3			3						
13	2									
14	10									
15	3									
16	17			5						
17	1			2						
18	4			2	1					
19	3			1						
20	16			4	1					
21	3			1						
22				1						
23	30			2						
24	16			2	1					
25	5			2						
26	56	2		4	2	1				
27	6	6		1	1	1				
28	30	49		12	1					
29	5	4		4	2					
30	13	8		5	2					
31	8	6		2	1					1
32	52	29		14	5	1				5
33	10	9		3	1					1
34	3	20		14	1					
35	7	12		7	3					
36	10	34		19	7	2				1
37	4	8		5	6					
38	6	21		24	4					
39	8	12		6	6	3				
40	2	38		25	4	3				
41	4	14		11	8	1				
42		14		28	6					
43	2	14		17	12	1				
44	3	31		18	10	2	1			
45	2	6		10	15	1				
46		17		26	5	2			2	
47	3	15		15	14	1	1		9	
48	3	25		26	7	3			1	
49	2	9		18	8	1				
50	1	7		23	9	2				
51	1	5		18	4	1				
52	3	18		20	10	4			2	
53		4		15	13	4	1	3		
54	1	6		14	11	3	1	2		
55		4		17	6	1	2	10	1	
56	2	4		8	14		1			
57		4		12	17	2		3		
58	3	4		7	16	1		5		
59		1		16	6	1	1	10		
60	1	2		7	15	1		1		
61	1			6	8	2	2	2	1	
62	1	2		16	14	2	1			
63	1	1		7	13	4	1	8		
64				7	15	6	1			
65	2	2		1	5	2	1	1		
66	1	1		5	14	2				
67				5	6	4	1			
68				4	23	11	4			
69				5	9	29	1			
70		2		4	16	9	4			
71		1		3	8	4	4			
72		1		1	15	6	3	1		
73					10	6	1	2		
74					9	3	4			
75				1	7	6	1	3		
76					9	9		1		

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		77				10	5	4	4	
78				4	5	4	1			
79				2	11	6	2	2		
80		2		7	7	2	3	3		
81				12	1	3	4			
82				10	4	1	4			
83				13	5	5	3			
84				6		6				
85			1	15		1	6			
86				5	5	1				
87				10	1	4				
88			1	8	5	7				
89				5	5	7				
90				5	4	7				
91				10	3	8				
92				7	5	2				
93				7	176	36				
94				7						
95				8						
96				7						
97				8						
98				7						
99				7						
100				2						
101				9						
102				5						
103				6						
104				9						
105				11						
106				9						
107				7						
108				5						
109				6						
110				7						
111				6						
112				5						
113				7						
114				10						
115				10						
116				8						
117				12						
118				9						
119				8						
120				17						
121				11						
122				15						
123				15						
124				9						
125				148						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計	実数	455	474	565	991	385	137	79	17	8
	%	14.6	15.2	18.2	31.9	12.4	4.4	2.5	0.5	0.3
実数総計									3,111	

(注) 公安職給料表は、警察官に適用する。

第3表-3

海 事 職 給 料 表

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7			1				
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15			1				
16							
17							
18							
19							
20							
21			1				
22							
23				1			
24							
25							
26			1				
27							
28			1				
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36				1			
37							
38							
39					2		
40							
41							
42							
43				1	1		
44					1		
45				2			
46							
47					1	1	
48							
49				1	1		
50				1		1	
51					4	2	
52					1		
53				2	1		
54					1		
55						2	
56					1		
57				1	1		
58				1			
59							
60							
61				1			
62				1			
63				1			
64							
65							
66							
67					1		
68							
69				1			
70					1		
71				1			
72				1			
73					1		
74				1	2		
75							
76				1			



給 級		1	2	3	4	5	6
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83					1		
84							
85					1		
86							
87							
88							
89					1		
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
計	実数	0	5	19	23	6	0
	%	0.0	9.4	35.9	43.4	11.3	0.0
実数総計							53

(注) 海事職給料表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用する。

第3表-4

研 究 職 給 料 表

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12						
13			1			
14			1			
15						
16						
17			1			
18						
19			1			
20			1			
21						
22						
23			1			
24			1			
25			1			
26			1			
27						
28						
29			1			1
30						
31						
32			2	1		1
33	1			3		1
34						
35				1		
36				1		
37				4		
38			2	2		
39	1		1	1	2	
40			1	1	3	
41			1			
42			1		2	
43			1	1	1	
44			2	2	1	
45					2	
46			1	3		
47				1	1	
48			3	2	1	
49			1	1		
50				1	1	
51				2	1	
52			3	2	1	
53				1		
54			1	1	2	
55				4	1	
56				1	1	
57				1	3	
58				2	1	
59	1		2	3	2	
60			2		1	
61					3	
62			6			
63			1			
64				2	1	
65			1		1	
66			3			
67			3		2	
68			2		3	
69			2		1	
70					3	
71					2	
72			1		1	
73			1		27	1
74			2			
75						
76						

級		1	2	3	4	5
号給						
77						
78			1			
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121			1			
計	実数	3	58	44	71	4
	%	1.7	32.2	24.4	39.5	2.2
実数総計						180

(注) 研究職給料表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。

第3表-5

医 療 職 給 料 表 (一)

給 号 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28			1	
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				1
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

給 級		1	2	3	4
号	77				
	78			1	
	79			1	
	80			1	
	81				
	82				
	83				
	84				
	85				
	86				
	87				
	88				
	89			1	
	90				
	91				
	92				
	93				
	94				
	95				
	96				
	97				
計	実数	0	0	5	1
	%	0.0	0.0	83.3	16.7
				実数総計	6

(注) 医療職給料表(一)は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第3表-6

医 療 職 給 料 表 (二)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10			1					
11								
12			1					
13			1					
14			2					
15								
16			3					
17			1					
18			1					
19			1					
20			2					
21			1					
22								
23		1			1			
24			1					
25								
26		2						
27		1						
28			1					
29								
30								
31					1			
32								
33								
34								
35					1			
36								
37								
38						1		
39								
40								
41								
42								
43								
44					1			
45								
46								
47								
48						1		
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64					1			
65								
66					1			
67								
68								
69								
70								
71								
72					1			
73					1			
74								
75								
76								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84					1			
85						6		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	実数	4	16	0	9	8	0	0
	%	10.8	43.3	0.0	24.3	21.6	0.0	0.0
実数総計								37

(注) 医療職給料表(二)は、児童福祉施設等に勤務する栄養士等に適用する。

第3表-7

医療職給料表(三)

級		1	2	3	4	5	6	7
給 号	1							
	2							
	3							
	4							
5	55							
	56							
	57							
	58							
6	67							
	68							
	69							
	70							
7	91							
	92							
	93							
	94							
8	111							
	112							
	113							
	114							
9	123							
	124							
	125							
	126							
10	151							
	152							
	153							
	154							
11	166							
	167							
	168							
	169							
計	実数	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
実数総計								0

(注) 医療職給料表(三)は、児童福祉施設等に勤務する看護師等に適用する。



第3表-8

教 育 職 給 料 表 (一)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5			13	
6				
7			5	
8			16	
9			9	
10			7	
11			2	
12			17	
13				
14			7	
15			3	
16			15	
17	1		4	
18	1		6	
19			3	
20			16	
21			2	
22			8	
23	2		3	
24			14	1
25	1		12	
26			10	
27			6	2
28			9	3
29			12	3
30			9	4
31			5	4
32	1		8	2
33			11	1
34			8	4
35			9	2
36	1		11	3
37			8	36
38			12	
39			11	
40	3		6	
41			17	
42			11	
43	1		12	
44	2		9	
45	1		7	
46	1		9	
47	1		12	
48			10	
49			12	
50	1		4	
51	2		18	3
52			5	
53	2		14	1
54	1		7	1
55	1		21	1
56			7	3

級 号給	1	2	3	4
57		21	3	
58		4	11	
59		17	5	
60	1	7	5	
61		13	2	
62	3	6	10	
63	2	25	4	
64		13	2	
65		23	1	
66	2	6	2	
67	1	14	1	
68	1	11	2	
69		14	7	
70		11	7	
71	1	17	6	
72	1	7	5	
73		22	5	
74	1	11	4	
75	4	14	1	
76	2	14	1	
77	1	12	11	
78		10		
79	1	19		
80		10		
81	2	35		
82		19		
83		21		
84	2	9		
85	1	14		
86		11		
87		15		
88	1	17		
89	1	35		
90	2	9		
91	1	18		
92	1	17		
93	4	26		
94		18		
95		26		
96		23		
97		32		
98	2	8		
99		16		
100	1	8		
101	1	31		
102	1	12		
103	1	21		
104		9		
105		26		
106	3	15		
107		16		
108		11		
109	1	32		
110		23		
111	1	29		
112		36		

級		1	2	3	4
号給					
113			16		
114			40		
115			42		
116	1		36		
117			53		
118			46		
119			56		
120			34		
121			62		
122	1		24		
123	2		25		
124	4		3		
125	1		78		
126	1		38		
127			40		
128			94		
129			57		
130	2		42		
131	1		113		
132			65		
133			74		
134			134		
135			35		
136			18		
137			14		
138	1		3		
139			2		
140			68		
141					
142					
143			1		
144					
145	1				
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	実数	85	2,744	104	65
	%	2.8	91.5	3.5	2.2
				実数総計	2,998

(注) 教育職給料表(一)は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用する。

第3表-9

教 育 職 給 料 表 (二)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11				
12				
13				
14				
15		1		
16		1		
17		126		
18		1		
19		26		
20		105		14
21		15		17
22		24		18
23		7		18
24		99		11
25		10		27
26		27		25
27		16		7
28		82		4
29		14		34
30		31		7
31		11		1
32		45		5
33		42		7
34		25		10
35		20		19
36		37		20
37		63		182
38		27		
39		25		
40		44		
41		49		
42		28		
43		30		
44		44		
45		41		
46		26		
47		34		
48		31		
49		43		
50		21		
51		45		
52		24		
53		45		
54		27		
55		33		
56		29		

級 号給	1	2	3	4
57		48		
58		19	1	
59		25		
60		17		
61		38	1	
62		27		
63		53	4	
64		15	4	
65		34		
66		21	8	
67		36	5	
68		19	5	
69		43	7	
70		23	10	
71		31	14	
72		26	14	
73		47	16	
74		14	49	
75		41	27	
76		22	19	
77		47	25	
78		17	37	
79		31	25	
80		27	9	
81		32	9	
82		40	39	
83		32	12	
84		25	13	
85		32	22	
86		26	17	
87		33	14	
88		22	14	
89		35	10	
90		20	13	
91		28	7	
92		14	9	
93		33	42	
94		15		
95		34		
96		22		
97		39		
98		21		
99		33		
100		21		
101		35		
102		34		
103		28		
104		19		
105		41		
106		33		
107		45		
108		27		
109		71		
110		26		
111		42		
112		29		

給号		級	1	2	3	4
113				55		
114				32		
115				45		
116				30		
117				44		
118				46		
119				49		
120				42		
121				50		
122				46		
123				60		
124				64		
125				63		
126				84		
127				72		
128				63		
129				100		
130				92		
131				80		
132				75		
133				102		
134				57		
135				46		
136				18		
137				116		
138				81		
139				92		
140				165		
141				102		
142				119		
143				216		
144				155		
145				113		
146				248		
147				66		
148				37		
149				35		
150				14		
151				10		
152				157		
153						
154				2		
155						
156						
157				2		
計	実数		0	6,328	501	426
	%		0.0	87.2	6.9	5.9
					実数総計	7,255

(注) 教育職給料表(二)は、中学校、小学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用する。

第4表

## 給料表別・学歴別・男女別人員

給料表		学歴		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	男女別人員 構成比(%)
		実数	男女 計						
行政職	実数	男	2,396	123	803	6	3,328	70.8	
		女	680	218	476	-	1,374	29.2	
	計	3,076	341	1,279	6	4,702			
	%		65.4	7.3	27.2	0.1	100.0		
公安職	実数	男	1,741	75	1,028	2	2,846	91.5	
		女	146	7	111	1	265	8.5	
	計	1,887	82	1,139	3	3,111			
	%		60.7	2.6	36.6	0.1	100.0		
海事職	実数	男	16	24	12	-	52	98.1	
		女	1	-	-	-	1	1.9	
	計	17	24	12	-	53			
	%		32.1	45.3	22.6	-	100.0		
研究職	実数	男	133	-	2	-	135	75.0	
		女	42	2	1	-	45	25.0	
	計	175	2	3	-	180			
	%		97.2	1.1	1.7	-	100.0		
医療職(一)	実数	男	6	-	-	-	6	100.0	
		女	-	-	-	-	-	-	
	計	6	-	-	-	6			
	%		100.0	-	-	-	100.0		
医療職(二)	実数	男	1	1	-	-	2	5.4	
		女	26	9	-	-	35	94.6	
	計	27	10	-	-	37			
	%		73.0	27.0	-	-	100.0		
医療職(三)	実数	男	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-			
	%		-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	男	1,722	35	80	-	1,837	61.3	
		女	1,081	66	14	-	1,161	38.7	
	計	2,803	101	94	-	2,998			
	%		93.5	3.4	3.1	-	100.0		
教育職(二)	実数	男	3,157	34	-	-	3,191	44.0	
		女	3,715	349	-	-	4,064	56.0	
	計	6,872	383	-	-	7,255			
	%		94.7	5.3	-	-	100.0		
合計	実数	男	9,172	292	1,925	8	11,397	62.1	
		女	5,691	651	602	1	6,945	37.9	
	計	14,863	943	2,527	9	18,342			
	%		81.0	5.1	13.8	0.1	100.0		
参 考	企業	実数	57	10	47	-	114	97.4	
		男女 計	1	1	1	-	3	2.6	
	%	58	11	48	-	117			
	%		49.6	9.4	41.0	-	100.0		
現業	実数	男	1	1	4	1	7	58.3	
		女	-	3	2	-	5	41.7	
	計	1	4	6	1	12			
	%		8.3	33.4	50.0	8.3	100.0		

第5表

## 給料表別・年齢別・男女別人員

給料表		年齢(歳)		～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～	計	平均年齢(歳)
		実数	男女計												
行政職	実数	男女計	29	190	274	257	338	541	669	581	446	3	3,328	44.3	
			43	159	146	132	158	265	198	155	118	-	1,374	40.4	
		72	349	420	389	496	806	867	736	564	3	4,702	43.2		
	%		1.5	7.4	8.9	8.3	10.6	17.1	18.4	15.7	12.0	0.1	100.0		
公安職	実数	男女計	83	250	412	478	414	316	220	354	319	-	2,846	39.7	
			30	69	55	32	22	30	18	7	2	-	265	31.4	
		113	319	467	510	436	346	238	361	321	-	3,111	39.0		
	%		3.6	10.3	15.0	16.4	14.0	11.1	7.7	11.6	10.3	-	100.0		
海事職	実数	男女計	-	2	2	1	10	10	9	13	4	1	52	46.4	
			-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	35.7	
		-	2	2	2	10	10	9	13	4	1	53	46.2		
	%		-	3.8	3.8	3.8	18.9	18.9	16.9	24.5	7.5	1.9	100.0		
研究職	実数	男女計	-	-	8	13	12	23	20	34	25	-	135	47.3	
			-	2	6	10	12	7	6	-	2	-	45	38.5	
		-	2	14	23	24	30	26	34	27	-	180	45.1		
	%		-	1.1	7.8	12.8	13.3	16.7	14.4	18.9	15.0	-	100.0		
医療職(一)	実数	男女計	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	2	6	55.8
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	1	-	-	1	2	2	6	55.8		
	%		-	-	-	-	16.7	-	-	16.7	33.3	33.3	100.0		
医療職(二)	実数	男女計	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	33.6	
			-	9	10	2	1	4	3	1	5	-	35	36.5	
		-	10	10	2	1	5	3	1	5	-	37	36.3		
	%		-	27.0	27.0	5.4	2.7	13.5	8.2	2.7	13.5	-	100.0		
医療職(三)	実数	男女計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育職(一)	実数	男女計	-	47	103	130	171	196	287	532	371	-	1,837	47.7	
			-	51	67	97	130	193	248	248	127	-	1,161	45.1	
		-	98	170	227	301	389	535	780	498	-	2,998	46.7		
	%		-	3.3	5.7	7.6	10.0	13.0	17.8	26.0	16.6	-	100.0		
教育職(二)	実数	男女計	-	169	257	233	225	300	489	805	713	-	3,191	46.8	
			-	359	394	365	394	461	649	822	620	-	4,064	44.0	
		-	528	651	598	619	761	1,138	1,627	1,333	-	7,255	45.2		
	%		-	7.3	9.0	8.2	8.5	10.5	15.7	22.4	18.4	-	100.0		
合計	実数	男女計	112	659	1,056	1,112	1,171	1,387	1,694	2,320	1,880	6	11,397	44.5	
			73	649	678	639	717	960	1,122	1,233	874	-	6,945	42.9	
		185	1,308	1,734	1,751	1,888	2,347	2,816	3,553	2,754	6	18,342	43.9		
	%		1.0	7.1	9.5	9.5	10.3	12.8	15.4	19.4	15.0	0.0	100.0		
参 考	企業	実数	男女計	-	8	8	12	9	20	22	18	17	-	114	44.5
				-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	3	42.8
		-	8	8	13	9	21	23	18	17	-	117	44.5		
	%		-	6.8	6.8	11.1	7.7	18.0	19.7	15.4	14.5	-	100.0		
現業	実数	男女計	-	-	-	-	1	2	1	1	2	-	7	50.0	
			-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	5	57.7	
		-	-	-	-	1	2	1	1	7	-	12	53.2		
	%		-	-	-	-	8.3	16.7	8.3	8.3	58.4	-	100.0		



第6表

## 給料表別・経験年数別・男女別人員

給料表			経験年数(年)								計	平均経験年数(年)	
			～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～			
行政職	実数	男	368	263	323	324	662	607	522	259	3,328	21.9	
		女	259	128	155	145	255	176	146	110	1,374	19.0	
	計	627	391	478	469	917	783	668	369	4,702	21.0		
	%	13.3	8.3	10.2	10.0	19.5	16.7	14.2	7.8	100.0			
公安職	実数	男	443	539	500	325	192	252	401	194	2,846	17.8	
		女	123	48	30	14	22	16	9	3	265	10.2	
	計	566	587	530	339	214	268	410	197	3,111	17.1		
	%	18.2	18.9	17.0	10.9	6.9	8.6	13.2	6.3	100.0			
海事職	実数	男	2	2	6	7	8	11	10	6	52	24.8	
		女	-	-	1	-	-	-	-	-	1	12.0	
	計	2	2	7	7	8	11	10	6	53	24.5		
	%	3.8	3.8	13.2	13.2	15.1	20.7	18.9	11.3	100.0			
研究職	実数	男	9	9	15	17	26	22	31	6	135	22.8	
		女	7	7	14	7	6	2	2	-	45	14.7	
	計	16	16	29	24	32	24	33	6	180	20.8		
	%	8.9	8.9	16.1	13.3	17.8	13.3	18.4	3.3	100.0			
医療職(一)	実数	男	-	-	1	-	-	2	2	1	6	30.4	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	1	-	-	2	2	1	6	30.4		
	%	-	-	16.7	-	-	33.3	33.3	16.7	100.0			
医療職(二)	実数	男	1	-	-	1	-	-	-	-	2	11.1	
		女	17	3	2	2	2	3	1	5	35	13.9	
	計	18	3	2	3	2	3	1	5	37	13.7		
	%	48.7	8.1	5.4	8.1	5.4	8.1	2.7	13.5	100.0			
医療職(三)	実数	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	男	112	115	163	181	202	422	525	117	1,837	24.6	
		女	96	89	125	164	179	268	179	61	1,161	22.1	
	計	208	204	288	345	381	690	704	178	2,998	23.6		
	%	7.0	6.8	9.6	11.5	12.7	23.0	23.5	5.9	100.0			
教育職(二)	実数	男	326	244	254	228	373	663	921	182	3,191	23.6	
		女	578	432	404	358	475	738	820	259	4,064	21.1	
	計	904	676	658	586	848	1,401	1,741	441	7,255	22.2		
	%	12.4	9.3	9.1	8.1	11.7	19.3	24.0	6.1	100.0			
合計	実数	男	1,261	1,172	1,262	1,083	1,463	1,979	2,412	765	11,397	21.8	
		女	1,080	707	731	690	939	1,203	1,157	438	6,945	20.4	
	計	2,341	1,879	1,993	1,773	2,402	3,182	3,569	1,203	18,342	21.3		
	%	12.8	10.2	10.9	9.7	13.1	17.3	19.4	6.6	100.0			
参 考	企業	実数	男	9	9	15	11	20	17	12	21	114	23.2
			女	-	1	-	-	-	2	-	-	3	21.4
	計	9	10	15	11	20	19	12	21	117	23.1		
	%	7.7	8.5	12.8	9.4	17.1	16.2	10.3	18.0	100.0			
現業	実数	男	-	-	-	-	3	1	2	1	7	29.4	
		女	-	-	-	-	-	-	1	4	5	37.2	
	計	-	-	-	-	3	1	3	5	12	32.6		
	%	-	-	-	-	25.0	8.3	25.0	41.7	100.0			

第7表

## 給料表別・勤続年数別・男女別人員

給料表			勤続年数(年)								計	平均勤続年数(年)	
			～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～			
行政職	実数	男	489	281	316	338	723	546	435	200	3,328	20.2	
		女	288	125	164	137	255	172	128	105	1,374	18.3	
	計	777	406	480	475	978	718	563	305	4,702	19.7		
	%		16.5	8.6	10.2	10.1	20.8	15.3	12.0	6.5	100.0		
公安職	実数	男	546	598	415	284	181	274	383	165	2,846	16.8	
		女	134	48	19	14	22	16	9	3	265	9.6	
	計	680	646	434	298	203	290	392	168	3,111	16.2		
	%		21.9	20.8	13.9	9.6	6.5	9.3	12.6	5.4	100.0		
海事職	実数	男	5	-	9	7	15	10	4	2	52	21.3	
		女	-	-	1	-	-	-	-	-	1	11.8	
	計	5	-	10	7	15	10	4	2	53	21.1		
	%		9.4	-	18.9	13.2	28.3	18.9	7.5	3.8	100.0		
研究職	実数	男	12	11	15	20	24	22	27	4	135	21.3	
		女	11	5	13	6	7	1	2	-	45	13.5	
	計	23	16	28	26	31	23	29	4	180	19.4		
	%		12.8	8.9	15.6	14.4	17.2	12.8	16.1	2.2	100.0		
医療職(一)	実数	男	3	-	1	-	-	2	-	-	6	13.4	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	3	-	1	-	-	2	-	-	6	13.4		
	%		50.0	-	16.7	-	-	33.3	-	-	100.0		
医療職(二)	実数	男	1	-	-	1	-	-	-	-	2	10.0	
		女	17	3	2	2	2	3	1	5	35	13.4	
	計	18	3	2	3	2	3	1	5	37	13.2		
	%		48.7	8.1	5.4	8.1	5.4	8.1	2.7	13.5	100.0		
医療職(三)	実数	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	%		-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	男	266	132	123	141	198	447	452	78	1,837	22.1	
		女	201	89	112	137	157	259	160	46	1,161	19.6	
	計	467	221	235	278	355	706	612	124	2,998	21.1		
	%		15.6	7.4	7.8	9.3	11.8	23.6	20.4	4.1	100.0		
教育職(二)	実数	男	605	222	166	178	369	679	841	131	3,191	21.4	
		女	983	389	302	229	498	726	711	226	4,064	18.8	
	計	1,588	611	468	407	867	1,405	1,552	357	7,255	20.0		
	%		21.9	8.4	6.5	5.6	11.9	19.4	21.4	4.9	100.0		
合計	実数	男	1,927	1,244	1,045	969	1,510	1,980	2,142	580	11,397	20.0	
		女	1,634	659	613	525	941	1,177	1,011	385	6,945	18.5	
	計	3,561	1,903	1,658	1,494	2,451	3,157	3,153	965	18,342	19.4		
	%		19.4	10.4	9.0	8.1	13.4	17.2	17.2	5.3	100.0		
参 考	企業	実数	男	11	7	17	13	19	19	12	16	114	22.0
			女	-	1	-	-	-	2	-	-	3	21.0
	計	11	8	17	13	19	21	12	16	117	21.9		
	%		9.4	6.8	14.5	11.1	16.2	18.0	10.3	13.7	100.0		
現業	実数	男	-	-	-	2	3	-	2	-	7	24.4	
		女	-	-	-	-	-	2	-	3	5	34.0	
	計	-	-	-	2	3	2	2	3	12	28.4		
	%		-	-	16.6	25.1	16.6	16.6	25.1	100.0			

第8表

## 給料表別管理職手当の状況

支給区分 給料表		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	受給者1人 当たり管理 職手当額	
										円	
行政職	実数	23	64	130	85	167	36	-	505	65,667	
	%	4.6	12.7	25.7	16.8	33.1	7.1	-	100.0		
公安職	実数	1	23	30	10	-	-	-	64	81,797	
	%	1.6	35.9	46.9	15.6	-	-	-	100.0		
海事職	実数	-	-	-	-	3	-	-	3	55,667	
	%	-	-	-	-	100.0	-	-	100.0		
研究職	実数	-	1	1	9	12	-	-	23	63,826	
	%	-	4.3	4.3	39.2	52.2	-	-	100.0		
医療職(一)	実数	-	1	4	-	-	-	-	5	93,200	
	%	-	20.0	80.0	-	-	-	-	100.0		
医療職(二)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-		
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	-	-	23	34	68	40	36	201	53,358	
	%	-	-	11.5	16.9	33.8	19.9	17.9	100.0		
教育職(二)	実数	-	-	41	115	435	318	-	909	52,352	
	%	-	-	4.5	12.6	47.9	35.0	-	100.0		
合計	実数	24	89	229	253	685	394	36	1,710	57,784	
	%	1.4	5.2	13.4	14.8	40.1	23.0	2.1	100.0		
参 考	企業	実数 %	1 5.3	- -	8 42.1	- -	10 52.6	- -	- -	19 100.0	63,316
	現業	実数 %	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
知事部局の例		部長 局長	部次長 審議監	課長 出先所長	出先次長	調整監	徴収監 検査監				

第9表

## 給料表別扶養手当の状況

区分 給料表	受給者								非受給者	合計	受給者1人 当たり扶養 手当額	
	扶養親族数						計	うち特定 期間にあ る子				
	配偶者	配偶者以外		計								
		配偶者のない 第1扶養親族	左記以外の 扶養親族									
うち子	うち子											
行政職	1,452	56	40	3,486	3,423	4,994	1,274	2,337	2,365	4,702	21,641	
公安職	1,579	17	13	2,751	2,736	4,347	625	1,955	1,156	3,111	22,180	
海事職	31	-	-	62	62	93	29	40	13	53	24,705	
研究職	64	4	4	126	126	194	37	99	81	180	19,754	
医療職(一)	5	-	-	7	7	12	3	5	1	6	25,940	
医療職(二)	4	-	-	9	9	13	-	6	31	37	19,317	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	781	60	53	2,173	2,127	3,014	1,000	1,468	1,530	2,998	21,263	
教育職(二)	1,153	122	92	3,833	3,757	5,108	1,772	2,587	4,668	7,255	20,240	
合計	5,069	259	202	12,447	12,247	17,775	4,740	8,497	9,845	18,342	21,266	
参 考	企業	41	1	1	112	110	154	37	71	46	117	21,451
	現業	1	-	-	2	2	3	2	2	10	12	18,600

(注) 1 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

2 配偶者のない職員に扶養親族たる子と父母等の両方がいる場合、父母等を配偶者のない第1扶養親族としている。

第10表

## 給料表別住居手当の状況

区分 給料表		受給者				非受給者	合計	受給者1人 当たり住居 手当額	
		100円～ 11,000円	11,100円～ 26,900円	27,000円	計				
行政職	実数	2	648	620	1,270	3,432	4,702	円 24,611	
	%	0.0	13.8	13.2	27.0	73.0	100.0		
公安職	実数	4	569	547	1,120	1,991	3,111	24,598	
	%	0.1	18.3	17.6	36.0	64.0	100.0		
海事職	実数	-	5	3	8	45	53	23,163	
	%	-	9.4	5.7	15.1	84.9	100.0		
研究職	実数	-	25	28	53	127	180	25,368	
	%	-	13.9	15.6	29.5	70.5	100.0		
医療職(一)	実数	-	1	1	2	4	6	26,500	
	%	-	16.7	16.7	33.4	66.6	100.0		
医療職(二)	実数	-	9	7	16	21	37	24,906	
	%	-	24.3	18.9	43.2	56.8	100.0		
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	3	363	386	752	2,246	2,998	24,993	
	%	0.1	12.1	12.9	25.1	74.9	100.0		
教育職(二)	実数	6	1,157	851	2,014	5,241	7,255	24,501	
	%	0.1	16.0	11.7	27.8	72.2	100.0		
合計	実数	15	2,777	2,443	5,235	13,107	18,342	24,628	
	%	0.1	15.1	13.3	28.5	71.5	100.0		
参 考	企業	実数	-	13	13	26	91	117	24,415
		%	-	11.1	11.1	22.2	77.8	100.0	
考	現業	実数	-	-	1	1	11	12	27,000
		%	-	-	8.3	8.3	91.7	100.0	

第11表

単身赴任している職員の配偶者が居住する借家・借間  
に係る住居手当の状況

区分		受給者	比率	受給者1人当たり 住居手当額
給料表		人	%	円
行	政 職	2	4.8	13,500
公	安 職	28	8.3	12,946
海	事 職	2	8.3	13,100
研	究 職	-	-	-
医	療 職 (一)	-	-	-
医	療 職 (二)	-	-	-
医	療 職 (三)	-	-	-
教	育 職 (一)	1	2.3	13,500
教	育 職 (二)	6	2.6	10,567
合 計		39	5.7	12,631
参 考	企 業	-	-	-
	現 業	-	-	-

(注) 「比率」の欄は、単身赴任手当受給者(第15表)の人数を100とした割合である。

第12表

## 給料表別通勤手当の状況

区分 給料表		受給者							非受給者	合計	受給者1人 当たり通勤 手当額	
		交通機関 利用者	交通用具使用者				併用者	計				
			自家用 自動車	スクーター・ オートバイ	自転車	計						
行政職	実数	108	3,021	90	290	3,401	433	3,942	760	4,702	円 19,709	
	%	2.3	64.2	1.9	6.2	72.3	9.2	83.8	16.2	100.0		
公安職	実数	35	1,916	120	104	2,140	10	2,185	926	3,111	9,028	
	%	1.1	61.6	3.9	3.3	68.8	0.3	70.2	29.8	100.0		
海事職	実数	-	13	-	-	13	-	13	40	53	10,685	
	%	-	24.5	-	-	24.5	-	24.5	75.5	100.0		
研究職	実数	1	123	2	10	135	11	147	33	180	18,939	
	%	0.6	68.3	1.1	5.6	75.0	6.1	81.7	18.3	100.0		
医療職(一)	実数	-	4	-	-	4	1	5	1	6	33,430	
	%	-	66.6	-	-	66.6	16.7	83.3	16.7	100.0		
医療職(二)	実数	1	29	-	-	29	2	32	5	37	16,063	
	%	2.7	78.4	-	-	78.4	5.4	86.5	13.5	100.0		
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育職(一)	実数	27	2,435	1	10	2,446	249	2,722	276	2,998	17,227	
	%	0.9	81.2	0.0	0.4	81.6	8.3	90.8	9.2	100.0		
教育職(二)	実数	17	6,397	16	28	6,441	154	6,612	643	7,255	10,917	
	%	0.2	88.2	0.2	0.4	88.8	2.1	91.1	8.9	100.0		
合計	実数	189	13,938	229	442	14,609	860	15,658	2,684	18,342	14,057	
	%	1.0	76.0	1.3	2.4	79.7	4.7	85.4	14.6	100.0		
参 考	企業	実数	-	66	-	8	74	28	102	15	117	27,127
		%	-	56.4	-	6.9	63.3	23.9	87.2	12.8	100.0	
考	現業	実数	-	11	-	-	11	-	11	1	12	19,827
		%	-	91.7	-	-	91.7	-	91.7	8.3	100.0	

第13表

## 給料表別・交通機関等利用者の運賃等(月額)別人員

給料表		運賃等										
		5,000円 以下	5,001円 ～ 10,000円	10,001円 ～ 15,000円	15,001円 ～ 20,000円	20,001円 ～ 25,000円	25,001円 ～ 30,000円	30,001円 ～ 35,000円	35,001円 ～ 40,000円	40,001円 ～ 45,000円	45,001円 ～ 50,000円	
行政職	実数	10	57	56	80	96	105	78	30	5	5	
	%	1.8	10.5	10.4	14.8	17.7	19.4	14.4	5.5	0.9	0.9	
公安職	実数	11	15	15	3	1	-	-	-	-	-	
	%	24.5	33.3	33.3	6.7	2.2	-	-	-	-	-	
海事職	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
研究職	実数	-	-	1	1	3	2	3	-	1	-	
	%	-	-	8.3	8.3	25.0	16.8	25.0	-	8.3	-	
医療職(一)	実数	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	
医療職(二)	実数	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	
	%	-	-	-	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	実数	5	45	31	49	85	31	15	5	1	-	
	%	1.8	16.3	11.2	17.8	30.8	11.2	5.4	1.8	0.4	-	
教育職(二)	実数	12	42	35	29	28	11	8	4	1	-	
	%	7.0	24.6	20.5	16.9	16.4	6.4	4.7	2.3	0.6	-	
合計	実数	38	159	138	163	215	150	104	39	8	5	
	%	3.6	15.1	13.1	15.5	20.5	14.3	9.9	3.7	0.8	0.5	
参 考	企業	実数	-	2	4	13	6	1	1	1	-	-
		%	-	7.1	14.3	46.4	21.4	3.6	3.6	3.6	-	-
	現業	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



50,001円 ～ 55,000円	55,001円 ～ 60,000円	60,001円 ～ 65,000円	65,001円 ～ 70,000円	70,001円 ～ 75,000円	75,001円 ～ 80,000円	80,001円 ～ 85,000円	85,001円 ～ 90,000円	90,001円 ～ 95,000円	95,001円 以上	計	1人当たり 平均月額
1 0.2	4 0.7	- -	1 0.2	3 0.6	3 0.6	2 0.4	2 0.4	- -	3 0.6	541 100.0	円 24,301
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	45 100.0	9,274
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	- -	- -	- -	- -	1 8.3	- -	- -	- -	- -	12 100.0	29,989
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	22,400
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 100.0	21,720
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
- -	2 0.7	- -	2 0.7	1 0.4	1 0.4	- -	- -	- -	3 1.1	276 100.0	20,751
- -	- -	- -	- -	1 0.6	- -	- -	- -	- -	- -	171 100.0	15,599
1 0.1	6 0.6	- -	3 0.3	5 0.5	5 0.5	2 0.2	2 0.2	- -	6 0.6	1,049 100.0	21,360
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	28 100.0	18,320
- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-

第14表

## 給料表別・通勤方法別・通勤距離(片道)別人員

給料表	距離 方法	2km 未満	2km 以上	4km 以上	6km 以上	10km 以上	14km 以上	18km 以上	22km 以上	26km 以上	30km 以上	34km 以上	38km 以上
			4km 未満	6km 未満	10km 未満	14km 未満	18km 未満	22km 未満	26km 未満	30km 未満	34km 未満	38km 未満	42km 未満
行政職	機	-	13	15	25	4	10	5	3	4	2	3	5
	自	198	363	464	365	253	224	342	177	118	148	152	137
	転	261	219	65	5	1	-	-	-	-	-	-	-
	併	-	-	-	1	1	1	3	6	4	4	9	13
	徒他	279	15	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	実数	739	614	545	397	259	235	350	186	126	154	164	155
	%	15.7	13.1	11.6	8.4	5.5	5.0	7.4	3.9	2.7	3.3	3.5	3.3
公安職	機	-	5	7	11	2	3	3	1	1	1	1	-
	自	366	442	424	398	208	149	135	109	65	47	32	16
	転	83	87	16	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	併	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	3	3
	徒他	210	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	256	2	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	実数	915	538	451	413	211	152	138	110	66	49	36	19
	%	29.4	17.3	14.5	13.3	6.8	4.9	4.4	3.5	2.1	1.6	1.2	0.6
海事職	機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自	-	2	4	1	1	2	1	-	-	1	1	-
	転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	併	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	徒他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実数	40	2	4	1	1	2	1	-	-	1	1	-
	%	75.4	3.8	7.5	1.9	1.9	3.8	1.9	-	-	1.9	1.9	-
研究職	機	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自	12	14	16	18	11	8	7	11	6	8	6	4
	転	13	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	併	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	徒他	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実数	33	22	19	18	11	8	7	11	6	8	6	4
	%	18.4	12.2	10.6	10.0	6.1	4.4	3.9	6.1	3.3	4.4	3.3	2.2

(注) 方法欄の「機」は交通機関、「自」は自動車等、「転」は自転車、「併」は併用、「徒」は徒歩、「他」はその他である。

42km 以上	46km 以上	50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	78km 以上	計	通勤方法 別構成比	1人当 たり平 均距離
46km 未満	50km 未満	54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満				%	km
4	2	1	-	2	1	2	1	-	6		108	2.3	22.7
128	90	45	32	14	15	13	4	2	25		3,309	70.4	18.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		551	11.7	2.4
18	31	46	29	21	34	34	34	39	105		433	9.2	65.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		295	6.3	1.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		6	0.1	3.1
150	123	92	61	37	50	49	39	41	136		4,702		
3.2	2.6	2.0	1.3	0.8	1.1	1.0	0.8	0.9	2.9		100.0	100.0	20.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		35	1.2	11.0
3	5	3	-	-	-	-	-	-	-		2,402	77.2	9.4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		187	6.0	2.3
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-		10	0.3	36.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		212	6.8	0.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		265	8.5	0.2
3	7	3	-	-	-	-	-	-	-		3,111	100.0	7.7
0.1	0.2	0.1	-	-	-	-	-	-	-		100.0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		13	24.5	12.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1	1.9	1.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		39	73.6	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		53		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		100.0	100.0	3.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1	0.6	5.5
3	2	5	4	-	1	1	-	-	-		137	76.1	18.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		23	12.8	2.0
-	1	2	-	-	1	-	-	2	5		11	6.1	76.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		8	4.4	0.9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
3	3	7	4	-	2	1	-	2	5		180		
1.7	1.7	3.9	2.2	-	1.1	0.6	-	1.1	2.8		100.0	100.0	19.2

給料表	距離 方法	2km 未満	2km 以上 4km 未満	4km 以上 6km 未満	6km 以上 10km 未満	10km 以上 14km 未満	14km 以上 18km 未満	18km 以上 22km 未満	22km 以上 26km 未満	26km 以上 30km 未満	30km 以上 34km 未満	34km 以上 38km 未満	38km 以上 42km 未満
		医 療 職	機 自 転 併 徒 他	- - - 1 -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- 1 - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- 1 - - -
(一)	計 実数 %	1 16.7	- -	- -	- -	- -	1 16.7	- -	- -	- -	1 16.7	1 16.7	- -
医 療 職	機 自 転 併 徒 他	- 4 - 1 -	- 2 - - -	- 3 - - -	- 6 - - -	- 4 - - -	- 3 - - -	- 3 - - -	- 4 - - -	- 2 - - -	- 1 - - -	1 - - -	- - - -
(二)	計 実数 %	5 13.5	2 5.4	3 8.1	6 16.3	4 10.8	3 8.1	3 8.1	4 10.8	2 5.4	2 5.4	- -	- -
医 療 職	機 自 転 併 徒 他	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
(三)	計 実数 %	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
教 育 職	機 自 転 併 徒 他	- 233 12 - 29 1	8 340 6 - - -	4 299 2 - - 1	2 391 1 3 - -	4 230 - 5 - -	1 221 - 1 - -	1 230 - 9 - -	2 164 - 9 - -	- 121 - - - -	- 136 - 12 - -	- 117 - 23 - -	1 69 1 20 - -
(一)	計 実数 %	275 9.2	354 11.8	306 10.2	397 13.3	239 8.0	223 7.5	240 8.0	175 5.9	121 4.0	148 5.0	140 4.7	91 3.0

42km 以上	46km 以上	50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	78km 以上	計	通勤方法 別構成比	1人当 たり平 均距離
46km 未満	50km 未満	54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満				%	km
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4	66.6	36.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7	52.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7	0.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	6	100.0	33.1
-	-	16.7	-	-	16.7	-	-	-	-	-	6	100.0	33.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.7	32.8
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	89.2	14.1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	5.4	55.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.7	1.8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	37	100.0	16.5
2.7	-	-	5.4	-	-	-	-	-	-	-	37	100.0	16.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	27	0.9	17.4	
50	23	15	11	6	6	1	2	2	2	2,669	89.0	15.4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	0.7	4.0	
28	28	22	22	15	10	12	8	6	16	249	8.3	49.9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	1.0	0.8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.1	2.1	
79	52	37	34	21	16	13	10	8	19	2,998	100.0	18.1	
2.6	1.7	1.2	1.1	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.6	100.0	100.0	18.1	

給料表	距離 方法	2km 未満	2km 以上 4km 未満	4km 以上 6km 未満	6km 以上 10km 未満	10km 以上 14km 未満	14km 以上 18km 未満	18km 以上 22km 未満	22km 以上 26km 未満	26km 以上 30km 未満	30km 以上 34km 未満	34km 以上 38km 未満	38km 以上 42km 未満	
		教育職	機 自 転 併 徒 他	- 551 20 - 67 -	1 1,016 18 - 1	6 1,025 7 1 - -	7 1,471 1 5 - 4	2 848 - 3 - -	- 670 1 11 - -	- 525 1 18 - -	- 309 - 19 - -	- 172 - 9 - -	- 106 - 6 - -	- 117 - 6 - -
(二)	計	実数 %	638 8.8	1,036 14.3	1,039 14.3	1,488 20.5	853 11.8	682 9.4	544 7.5	328 4.5	181 2.5	112 1.5	123 1.7	68 0.9
合	機 自 転 併 徒 他	- 1,364 389 - 596 297	27 2,179 338 - 17 7	33 2,235 92 1 1 5	45 2,650 8 9 - 8	12 1,555 1 10 - -	14 1,278 1 13 - -	9 1,243 1 30 - -	6 774 - 34 - -	5 484 - 13 - -	4 448 - 23 - -	4 426 - 41 - -	4 282 1 48 - -	6 - - - - -
計	計	実数 %	2,646 14.4	2,568 14.0	2,367 12.9	2,720 14.8	1,578 8.6	1,306 7.1	1,283 7.0	814 4.5	502 2.7	475 2.6	471 2.6	337 1.8
参 考	企 業	機 自 転 併 徒 他	- 3 5 - 7 -	- 2 8 - -	- 10 - - -	- 6 - - -	- 8 - - -	- 2 - - -	- 7 - - -	- 5 - - -	- 4 - 2 - -	- 5 - - -	- 5 - 2 - -	- 3 - 1 - -
		計	実数 %	15 12.8	10 8.5	10 8.5	6 5.1	8 6.8	2 1.7	7 6.0	5 4.3	6 5.1	5 4.3	7 6.0
参 考	現 業	機 自 転 併 徒 他	- - - - 1	- - - - -	- 1 - - -	- 1 - - -	- 1 - - -	- 3 - - -	- - - - -	- - - - -	- 1 - - -	- - - - -	- - - - -	- 3 - - -
		計	実数 %	1 8.3	- -	1 8.3	1 8.3	1 8.3	3 25.1	- -	- -	1 8.3	- -	- -

42km 以上	46km 以上	50km 以上	54km 以上	58km 以上	62km 以上	66km 以上	70km 以上	74km 以上	78km 以上	78km 以上	計	通勤方法 別構成比	1人当 たり平 均距離
46km 未満	50km 未満	54km 未満	58km 未満	62km 未満	66km 未満	70km 未満	74km 未満	78km 未満				%	km
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	0.2	9.3
37	21	19	7	3	-	1	2	5	3	6,964	96.0	11.3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	0.7	3.2	
11	13	11	4	1	3	4	3	5	9	154	2.1	39.2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	0.9	0.5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	0.1	6.9	
48	35	30	11	4	3	5	5	10	12	7,255	100.0	11.7	
0.7	0.5	0.4	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	100.0			
5	4	1	1	2	1	2	1	-	7	189	1.0	18.5	
222	141	87	54	23	23	16	8	9	30	15,531	84.7	13.4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	831	4.5	2.5	
57	75	82	57	37	48	50	45	52	135	860	4.7	55.9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	614	3.4	0.9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	317	1.7	0.3	
284	220	170	112	62	72	68	54	61	172	18,342	100.0	14.3	
1.6	1.2	0.9	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.9	100.0			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	3	3	1	-	-	-	-	-	-	69	59.0	21.9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	11.1	2.0	
1	2	7	2	2	1	3	-	2	3	28	23.9	56.1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	6.0	0.8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	5	10	3	2	1	3	-	2	3	117	100.0	26.6	
2.6	4.3	8.5	2.6	1.7	0.9	2.6	-	1.7	2.6	100.0			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	91.7	23.7	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8.3	0.0	
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	100.0	21.8	
8.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0			

第15表

給料表別単身赴任手当の状況

給料表		距離										計	受給者1人 当たり単身 赴任手当額
		100km 未満	100km 以上 ～ 300km 未満	300km 以上 ～ 500km 未満	500km 以上 ～ 700km 未満	700km 以上 ～ 900km 未満	900km 以上 ～ 1,100km 未満	1,100km 以上 ～ 1,300km 未満	1,300km 以上 ～ 1,500km 未満	1,500km 以上 ～ 2,000km 未満	2,000km 以上		
行政職	実数	15	13	2	1	-	10	-	-	1	-	42	円 44,714
	%	35.7	30.9	4.8	2.4	-	23.8	-	-	2.4	-	100.0	
公安職	実数	299	36	-	-	-	1	-	-	-	-	336	30,976
	%	89.0	10.7	-	-	-	0.3	-	-	-	-	100.0	
海事職	実数	11	13	-	-	-	-	-	-	-	-	24	34,333
	%	45.8	54.2	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
研究職	実数	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	38,000
	%	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
医療職(一)	実数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	30,000
	%	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
医療職(二)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療職(三)	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職(一)	実数	26	17	-	-	-	-	-	-	-	-	43	33,163
	%	60.5	39.5	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
教育職(二)	実数	156	72	4	-	-	-	-	-	-	-	232	32,759
	%	67.2	31.1	1.7	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
合計	実数	508	152	6	1	-	11	-	-	1	-	679	32,701
	%	74.8	22.4	0.9	0.1	-	1.7	-	-	0.1	-	100.0	
参 考	企業	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
現業	実数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



第16表

## 任期付研究員及び特定任期付職員の給料表別・号給別人員

給料表	号給		1	2	3	4	5	6	7
	計	人							
第一号任期付研究員	-	人	-	人	-	人	-	人	-
第二号任期付研究員	-		-	-	-				
特定任期付職員	1		-	1	-	-	-	-	-

- (注) 1 第一号任期付研究員給料表は、招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用する。  
 2 第二号任期付研究員給料表は、先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の培養に資する研究業務に従事する職員に適用する。  
 3 特定任期付職員給料表は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用する。

第17表

## 再任用職員の給料表別・等級別人員

## フルタイム勤務職員

給料表	級		1	2	3	4
	計	人				
行政職	94	人	-	人	91	人
公安職	34		-	-	12	22
海事職	1		-	-	1	-
研究職	11		-	11	-	-
教育職(一)	201		5	196	-	-
教育職(二)	115		-	115	-	-
合計	456		5	322	104	25
参考	企業	2	-	-	2	-
	現業	14	-	-	14	-

## 短時間勤務職員

給料表	級		1	2	3	4
	計	人				
行政職	54	人	-	人	54	人
研究職	1		-	1	-	-
医療職(二)	1		-	-	1	-
教育職(一)	6		-	6	-	-
教育職(二)	66		-	66	-	-
合計	128		-	73	55	-
参考	現業	1	-	-	1	-



# 民間給与関係



## 平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査時点

平成29年4月分最終給与締切日現在

### 3 調査範囲

- (1) 調査対象事業所 常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所
- (2) 調査対象職種 支店長等76職種(うち初任給関係職種18職種)

### 4 調査対象の抽出

- (1) 事業所の抽出 上記3(1)に該当する597事業所のうち規模及び産業等により層化し198事業所を無作為に抽出した。
- (2) 従業員の抽出 調査事業所の従業員のうち、調査職種の定義に該当するものを抽出した。

調査実人員は9,554人(うち初任給関係職種633人)、調査職種該当者(母集団)の推定数は36,472人であり、うち行政職に相当する調査実人員は8,253人(うち初任給関係職種604人)、当該調査職種該当者(母集団)の推定数は25,911人である。

### 5 調査項目

- (1) 事業所票(1) 賞与等の支払状況
- (2) 事業所票(2) 給与改定及び諸手当の支給状況等
- (3) 個人票 年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当等
- (4) 初任給調査票 学歴別初任給月額及び該当従業員数

第18表

## 産業別・規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	全 規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
全 産 業 計	185	56	91	38
農 業 , 林 業 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 建 設 業	15	5	8	2
製 造 業	82	28	43	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 , 郵 便 業	36	7	17	12
卸 売 業 , 小 売 業	5	4	1	0
金 融 業 , 保 険 業 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	5	4	0	1
教 育 , 学 習 支 援 業 医 療 , 福 祉 業 サ ー ビ ス 業	42	8	22	12

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が13あった。

2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第19表

職種別民間給与の支給状況

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給		(A-B)		
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	14	56.8	799,584	62	799,522	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	8	56.0	843,450	7	843,443	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	58.2	769,159	171	768,988	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	12	54.4	729,275	440	728,835	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	55.4	803,025	570	802,455	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	53.5	468,692	0	468,692	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	169	53.2	544,410	1,479	542,931	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	123	53.9	560,776	1,297	559,479		
短 大 卒	10	49.4	530,766	4,830	525,936		
高 校 卒	36	52.0	497,734	1,065	496,669		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	184	53.1	636,985	8,605	628,380	同上	
大 学 卒	137	52.9	656,872	1,652	655,220		
短 大 卒	6	54.8	504,910	0	504,910		
高 校 卒	40	53.3	597,164	31,979	565,185		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額				備 考
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	74	49.8	484,057	1,138	482,919	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	51	49.7	508,998	835	508,163	
	短 大 卒	3	52.5	522,715	0	522,715	
	高 校 卒	20	49.7	417,026	2,041	414,985	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	79	50.4	543,598	4,750	538,848	(注)「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)。
	大 学 卒	59	50.3	554,569	3,238	551,331	
	短 大 卒	11	50.5	537,641	8,314	529,327	
	高 校 卒	9	51.1	469,358	10,928	458,430	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	378	49.3	495,900	5,144	490,756	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	
大 学 卒	231	48.6	516,277	3,827	512,450		
短 大 卒	31	47.8	481,038	9,623	471,415		
高 校 卒	115	50.9	463,830	6,265	457,565		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 課 長	514	48.6	549,615	8,498	541,117	同上	
大 学 卒	303	47.9	563,516	5,805	557,711		
短 大 卒	46	48.1	551,152	5,364	545,788		
高 校 卒	164	50.1	522,053	14,661	507,392		
中 学 卒	*	*	*	*	*		



職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務課長代理		222	46.0	457,466	22,935	434,531	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	154	44.7	457,961	22,115	435,846	
	短大卒	10	42.3	453,804	47,806	405,998	
	高校卒	57	50.2	456,863	20,218	436,645	
	中学卒	*	*	*	*	*	
技術課長代理		124	48.9	509,756	58,407	451,349	同上
	大学卒	37	44.9	472,338	40,136	432,202	
	短大卒	5	44.7	479,032	30,398	448,634	
	高校卒	82	50.5	524,717	66,294	458,423	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務係長		462	45.2	398,368	35,196	363,172	係の長及び係長級専門職
	大学卒	200	41.8	404,091	41,332	362,759	
	短大卒	51	46.6	393,049	30,491	362,558	
	高校卒	208	47.6	396,030	31,284	364,746	
	中学卒	3	54.0	287,623	16,967	270,656	
技術係長		481	42.9	458,533	66,779	391,754	同上
	大学卒	215	39.6	446,824	60,965	385,859	
	短大卒	48	43.4	457,800	69,049	388,751	
	高校卒	217	45.7	469,941	71,535	398,406	
	中学卒	*	*	*	*	*	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額				備 考
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	422	40.9	354,848	39,296	315,552	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	189	37.5	358,736	43,549	315,187	
	短 大 卒	62	43.3	326,829	24,920	301,909	
	高 校 卒	169	43.8	360,075	39,022	321,053	
	中 学 卒	2	52.0	390,581	98,842	291,739	
	技 術 主 任	556	43.4	449,562	60,131	389,431	同上
	大 学 卒	206	40.0	448,526	63,407	385,119	
	短 大 卒	48	45.1	438,719	57,275	381,444	
	高 校 卒	297	45.5	452,686	58,481	394,205	
	中 学 卒	5	47.6	399,061	39,705	359,356	
事 務 係 員	1,717	35.6	273,416	27,520	245,896		
大 学 卒	706	32.6	290,626	36,340	254,286		
短 大 卒	269	40.2	271,800	23,677	248,123		
高 校 卒	733	36.7	257,275	20,389	236,886		
中 学 卒	9	42.3	247,922	15,194	232,728		
技 術 係 員	1,549	35.1	342,739	55,830	286,909		
大 学 卒	629	32.9	348,058	62,218	285,840		
短 大 卒	181	32.2	318,282	52,466	265,816		
高 校 卒	734	37.6	344,291	51,612	292,679		
中 学 卒	5	49.8	367,684	24,922	342,762		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長	12	56.7	817,713	71	817,642	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	9	55.4	803,025	570	802,455	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	67	53.2	660,351	1,932	658,419	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	118	53.3	707,194	4,638	702,556	
事務部次長	34	53.0	597,807	0	597,807	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	50	50.1	575,353	1,842	573,511	
事務課長	213	50.8	573,879	8,642	565,237	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技術課長	342	48.5	597,790	10,875	586,915	
事務課長代理	130	47.4	493,371	24,555	468,816	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	77	50.9	556,700	73,280	483,420	
事務係長	228	46.5	446,055	39,841	406,214	係の長及び係長級専門職
技術係長	343	43.0	483,752	73,357	410,395	
事務主任	212	41.2	388,428	39,562	348,866	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	380	44.6	479,970	61,401	418,569	
事務係員	736	34.4	289,543	28,918	260,625	
技術係員	1,018	34.8	353,903	56,624	297,279	

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長	2	57.5	666,781	0	666,781	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	3	51.0	477,795	0	477,795	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	73	53.3	486,246	939	485,307	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	50	52.8	542,819	1,273	541,546	
事務部次長	37	48.1	418,745	1,884	416,861	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	27	50.7	487,166	10,841	476,325	
事務課長	138	47.9	411,345	920	410,425	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技術課長	140	49.1	449,787	3,734	446,053	
事務課長代理	77	44.9	416,848	23,482	393,366	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	27	45.3	418,538	31,477	387,061	
事務係長	197	43.3	355,481	30,051	325,430	係の長及び係長級専門職
技術係長	111	42.3	365,484	39,810	325,674	
事務主任	171	41.1	320,366	38,103	282,263	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	152	39.9	362,759	59,905	302,854	
事務係員	742	36.2	261,977	27,470	234,507	
技術係員	424	36.0	311,549	50,346	261,203	

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長	-	-	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	29	52.8	473,422	2,206	471,216	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	16	52.0	504,625	64,164	440,461	
事務部次長	3	46.3	452,145	0	452,145	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	2	56.0	436,186	0	436,186	
事務課長	27	46.2	427,201	4,889	422,312	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技術課長	32	48.1	405,367	519	404,848	
事務課長代理	15	41.7	410,078	5,274	404,804	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	20	41.8	354,176	6,022	348,154	
事務係長	37	47.3	315,132	33,226	281,906	係の長及び係長級専門職
技術係長	27	44.1	385,148	60,229	324,919	
事務主任	39	38.5	317,167	43,904	273,263	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	24	36.8	302,712	29,279	273,433	
事務係員	239	37.6	254,354	22,305	232,049	
技術係員	107	35.2	324,459	70,376	254,083	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額		(A-B)	備 考	
			きま る給 与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)			
			円	円	円		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。  業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車 運転手	*	*	*	*		
	守衛	17	54.4	366,019	32,795		333,224
	用務員	13	54.0	262,889	23,819		239,070
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	12	57.6	732,265	257,178	沿海・平水5トン以上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	16	42.1	583,845	162,486		421,359
	二等航海士・機関士	12	43.1	495,850	111,099		384,751
	三等航海士・機関士	11	28.8	415,724	93,391		322,333
	運航士	-	-	-	-		-
	甲板長・操機長	13	53.2	578,269	139,156		439,113
	甲板手・操機手	12	47.0	434,462	93,957		340,505
甲板員・機関員	14	26.4	301,328	53,923	247,405		
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	24	53.2	588,677	3,723	584,954	
	研究室(係)長	14	46.8	483,116	21,285	461,831	
	主任研究員	40	40.0	422,931	27,958	394,973	
	研究員	59	33.9	343,019	43,826	299,193	
	研究補助員	*	*	*	*	*	
医 療 関 係 職 種	病院長	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副院長	*	*	*	*	上記院長に事故等のあるときの職務代行者	
	医科長	13	51.7	1,563,609	220,163	1,343,446	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
医 師	27	46.7	1,119,880	125,149	994,731	
歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
薬 局 長	6	46.2	504,593	19,648	484,945	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	29	38.9	326,852	14,754	312,098	
診療放射線技師	39	39.5	354,421	22,046	332,375	
臨床検査技師	50	40.9	287,127	13,523	273,604	
栄 養 士	29	34.9	255,893	11,750	244,143	
理学療法士	80	31.8	281,525	6,140	275,385	
作業療法士	74	32.6	281,332	3,755	277,577	
総 看 護 師 長	9	53.4	483,829	13,579	470,250	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	112	46.7	380,832	24,861	355,971	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	251	40.4	328,639	33,823	294,816	
准 看 護 師	166	45.8	270,625	44,154	226,471	
大 学 学 部 長	2	54.0	398,035	0	398,035	
大 学 教 授	33	54.0	398,599	0	398,599	
大 学 准 教 授	26	44.8	357,004	0	357,004	
大 学 講 師	21	40.6	306,466	0	306,466	
大 学 助 教	-	-	-	-	-	
高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
高 等 学 校 教 頭	2	57.0	580,800	0	580,800	
高 等 学 校 教 諭	41	46.1	454,810	12,628	442,182	

その3 再雇用者

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	-	-	-	-	-	その1の1企業規模計の備考欄参照
事務・技術部長	26	62.7	435,801	2,838	432,963	
事務・技術部次長	5	62.8	450,485	7,355	443,130	
事務・技術課長	39	62.1	361,462	3,488	357,974	
事務・技術課長代理	8	64.0	290,681	12,393	278,288	
事務・技術係長	24	61.4	260,308	11,975	248,333	
事務・技術主任	8	61.7	310,458	23,661	286,797	
事務・技術係員	582	62.0	240,193	11,538	228,655	



第20表

## 公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	—————	—————
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
5級			
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級		事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

第21表

## 民間における職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴		初 任 給 額
事務員・技術者	大 学 卒	事 務	197,069 円
		技 術	202,110
		全	198,530
	短 大 卒	事 務	※ 163,051
		技 術	※ 181,788
		全	168,064
	高 校 卒	事 務	157,103
		技 術	165,636
		全	161,189
研 究 員	大 学 卒	*	
医 師	大 学 卒	*	
看 護 師	養 成 所 卒	203,446	
准 看 護 師	養 成 所 卒	※ 164,500	

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものである。
- 2 研究補助員(短大卒、高校卒)、薬剤師(大学卒)、診療放射線技師(短大卒)、栄養士(短大卒)、大学助教(大学卒)、高等学校教諭(大学卒)、船員(海上技術学校卒)についても調査したが、該当がなかった。
- 3 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。
- 4 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。

備考 職員の場合、現行の行政職初任給は、大卒相当188,700円、高卒相当153,900円である。

第22表

## 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職 段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	係 員		37.3	16.1	1.0
課 長 級		28.4	17.6	0.0	54.0

第23表

## 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
			係 員	89.7	85.9		
課 長 級	77.4	74.1	15.0	0.7	58.4	3.3	22.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第24表

## 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職 段階	項目	昇給制度あり			昇給制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員		91.7	53.9	71.7	47.5	8.3
課 長 級		81.6	43.4	65.3	43.6	18.4

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表

## 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	47.0	(55.3)	
高校卒	46.3	(49.7)	(50.3)	(0.0)	53.7	

(注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の新規学卒者の採用状況について集計したものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第26表

## 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
係員		59.9	40.1
課長級		49.5	50.5
部長級(非役員)		49.3	50.7

第27表

## 民間における扶養(家族)手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位:%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する家族 手当を見直す予定 又は見直すことにつ いて検討中		
		税制及び社会保障 制度の見直しの動 向等によっては見 直すことを検討する	配偶者に対する家 族手当を見直す予 定がない(検討も 行っていない)	
72.0	(95.7)	[1.6]	[13.9]	[84.5]

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額	( 参 考 ) 全 国 民 間
配 偶 者	13,172円	13,322円
配 偶 者 と 子 1 人	19,348円 (6,176円)	18,996円 (5,674円)
配 偶 者 と 子 2 人	25,344円 (5,996円)	24,257円 (5,261円)

(注) 1 ( )内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

2 扶養(家族)手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

3 全国民間は、人事院報告の数値である。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、子については1人につき7,100円、それ以外の扶養親族については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第28表

## 民間における住居(住宅)手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合	( 参 考 ) 全 国 民 間
支 給 す る	55.6%	50.2%
支 給 し な い	44.4%	49.8%
借家・借間居住者に対する 住居(住宅)手当月額の 最高支給額の中位階層	〔 27,000円以上 28,000円未満	〔 30,000円以上 31,000円未満

備考 職員の場合、住居(住宅)手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第29表

民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位:%)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	29.9	29.9	12.0	12.0
30%	18.8	48.7	23.0	35.0
29%	0.0	48.7	0.0	35.0
28%	3.4	52.1	3.5	38.4
27%	1.0	53.1	1.0	39.5
26%	0.4	53.6	1.0	40.5
25%	46.4	100.0	59.5	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

# 生計費及び労働経済指標





第30表

## 費目別・世帯人員別標準生計費(平成29年4月)

## その1 山口市

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	23,048	40,627	47,570	54,513	61,449
住居関係費	62,263	76,837	65,609	54,380	43,151
被服・履物費	1,960	4,918	6,401	7,886	9,370
雑費 I	30,091	40,680	56,054	71,441	86,815
雑費 II	5,454	15,888	17,223	18,561	19,895
計	122,816	178,950	192,857	206,781	220,680

## その2 全国人口5万以上の都市

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,226	46,230	54,130	62,031	69,924
住居関係費	45,487	56,134	47,931	39,728	31,525
被服・履物費	2,344	5,880	7,654	9,429	11,203
雑費 I	29,701	40,153	55,328	70,515	85,690
雑費 II	7,674	22,354	24,232	26,115	27,992
計	111,432	170,751	189,275	207,818	226,334

(注) 1 標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費 I …保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II …その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

2 2人～5人世帯については、家計調査における平成29年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、全国の費目別・世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の1人世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成29年4月の各費目別標準生計費としたものに、全国の費目別平均支出金額に対する山口市又は全国人口5万以上の都市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第31表

## 労働経済指標

項目				年 月				
				平成28年 4月	5月	6月	7月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全	① きまって支給する給与 (調査産業計)	金額 (円)	293,837	287,535	290,273	290,078	
			前年同月比 (%)	0.5	0.3	0.0	0.3	
	国	うち所定内給与	金額 (円)	267,569	263,048	265,664	265,544	
			前年同月比 (%)	0.4	0.1	0.1	0.4	
	山口県	② 総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	153.8	142.7	154.0	151.5	
			うち所定外労働時間数	(時間)	13.3	12.2	12.5	12.5
	山口県	③ きまって支給する給与 (調査産業計)	金額 (円)	275,488	270,120	271,579	268,724	
			前年同月比 (%)	0.2	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.2	
うち所定内給与		金額 (円)	247,932	244,603	245,692	243,004		
		前年同月比 (%)	0.8	0.2	△ 0.2	△ 0.9		
山口県	④ 総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	156.6	143.6	156.5	153.1		
		うち所定外労働時間数	(時間)	13.1	12.1	12.1	12.1	
生計費 (総務省家計調査)	⑤ 消費支出 (二人以上の世帯)	全 国	全世帯	金額 (円)	298,520	281,827	261,452	278,067
			前年同月比 (%)	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.7	△ 0.9	
		人口5 万以上の 都 市	全世帯	金額 (円)	338,001	306,721	276,602	302,422
			前年同月比 (%)	1.1	△ 3.3	△ 5.6	△ 3.9	
		山口市	全世帯	金額 (円)	303,230	287,296	262,293	284,636
			前年同月比 (%)	0.0	△ 0.9	△ 3.3	1.5	
		山口市	勤労世帯	金額 (円)	339,114	310,627	279,903	308,576
			前年同月比 (%)	2.0	△ 2.4	△ 4.7	△ 0.6	
山口市	全世帯	金額 (円)	279,650	311,606	289,617	333,510		
	前年同月比 (%)	△ 10.9	△ 7.9	△ 10.1	17.7			
山口市	勤労世帯	金額 (円)	315,054	332,073	307,971	302,632		
	前年同月比 (%)	△ 10.8	△ 18.4	△ 7.9	0.3			
物 価	⑥ 消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	
		山 口 市	前年同月比 (%)	0.0	△ 0.3	0.0	△ 0.4	
物 価	⑦ 国内企業物価指数 (日本銀行)	前年同月比 (%)	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5	△ 4.2		
そ の 他	⑧ 有効求人倍率 (厚生労働省 山口労働局)	全 国	(倍)	1.34	1.36	1.37	1.37	
		山 口 県	(倍)	1.35	1.38	1.38	1.41	

(注) 1 ①～④は事業所規模30人以上の数値である。

2 ①、③、⑥、⑦は平成27年基準である。

3 ⑤の前年同月比は名目増減率である。

4 ⑧は季節調整値である。

8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月
288,290	289,120	290,976	290,747	290,721	288,063	289,344	291,429	294,971	289,051
0.3	0.3	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	△ 0.2	0.3	0.5
264,258	264,977	265,572	265,104	264,861	263,367	264,149	266,100	268,859	264,818
0.5	0.5	0.5	0.7	0.6	0.6	0.3	0.0	0.6	0.7
145.0	148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1	144.7
11.9	12.5	12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2	12.3
271,290	271,915	272,752	272,720	271,300	272,319	273,111	274,806	276,689	272,181
0.5	0.8	△ 0.2	△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.5	0.3	0.5	0.8
244,894	244,686	244,142	244,406	243,198	243,484	243,752	247,156	249,215	245,545
1.0	0.7	0.0	0.0	0.0	△ 0.5	0.3	0.3	0.4	0.3
148.7	152.7	152.0	152.9	149.6	143.5	151.2	154.6	155.4	148.0
12.1	13.2	13.6	13.4	13.3	13.3	13.7	13.6	13.2	12.9
276,338	267,119	281,961	270,848	318,488	279,249	260,644	297,942	295,929	283,056
△ 5.1	△ 2.6	△ 0.2	△ 0.9	0.1	△ 0.6	△ 3.4	△ 1.0	△ 0.9	0.4
301,442	296,387	305,683	294,019	349,214	307,150	298,092	337,075	329,949	315,194
△ 5.0	△ 0.8	△ 1.3	△ 0.3	2.6	△ 1.7	0.1	0.7	△ 2.4	2.8
279,169	270,526	288,427	275,310	322,841	283,995	264,612	301,907	300,367	285,818
△ 5.0	△ 2.9	1.4	△ 0.8	0.7	△ 0.2	△ 4.2	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.5
303,664	296,126	312,464	295,170	351,466	309,859	301,361	340,603	336,534	316,466
△ 4.0	△ 1.3	1.6	△ 0.1	3.6	△ 1.5	△ 0.8	1.0	△ 0.8	1.9
408,231	320,969	313,683	292,474	377,515	318,864	270,420	319,672	288,391	285,878
30.4	15.0	9.6	△ 2.7	18.7	16.7	0.1	△ 5.0	3.1	△ 8.3
464,808	337,114	340,649	336,913	442,033	410,071	334,474	405,534	335,593	303,028
36.8	18.9	18.3	△ 8.6	26.1	32.9	9.0	16.2	6.5	△ 8.7
△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4
△ 0.3	0.0	0.3	0.2	0.1	0.7	0.2	0.3	0.2	0.2
△ 3.8	△ 3.3	△ 2.7	△ 2.3	△ 1.2	0.5	1.1	1.4	2.1	2.1
1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49
1.41	1.39	1.43	1.44	1.45	1.43	1.44	1.44	1.49	1.48